

第五回國會衆議院 法務委員會會議錄 第二十五号

昭和二十四年五月二十一日(土曜日)

午後二時十七分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事 北川 定務君 理事 金原 舜二君

理事 田嶋 好文君 理事 石川金次郎君

理事 梨木作次郎君 理事 三木 武夫君

理事 鹿野 彦吉君 理事 佐瀬 昌三君

理事 古島 義英君 理事 眞鍋 勝君

理事 牧野 寛索君 理事 大西 正男君

理事 猪俣 浩三君 理事 田万 廣文君

理事 上村 進君 理事 世耕 弘一君

出席政府委員

法務政務次官 山口 好一君

(檢務局長) 高橋 一郎君

法務廳事務官 高橋 一郎君

(物資調査部長) 司波 實君

經濟調査官 司波 實君

(經濟調査廳官) 山口鐵四郎君

(房會計課長) 山口鐵四郎君

理廳事務官 山口鐵四郎君

委員外の出席者

法務廳事務官 長谷川信藏君

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

本日會議に付した事件

公証人法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一五号)(參議院送付)

經濟調査廳の取締りに関する件

○花村委員長 これより會議を開きます。

先般來予備審査中でありました公証人法等の一部を改正する法律案が、參議院において修正されました。

會に付託となりました。まず政府より參議院において修正されました点について御説明を願います。

公証人法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年五月十八日

參議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 幣原重厚郎殿

(小字及び一は參議院修正)

第十三條を次のように改める。

第十三條 裁判官 簡易裁判所判事ヲ除ク、檢察官(副檢察ヲ除ク)又ハ辯護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及實地修習ヲ經シテ公證人ニ任セラルコトヲ得多年法務ニ携ハリ公證人ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ニシテ公證人ニ選考シ經タル者亦同シ

事實ニ付一及び同條第五項を削る。

公證人囑託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之下面識ナキトモハ官公署ノ作成シタル印鑑證明書ヲ提出其ノ他

○確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ證明セシムルコトヲ要ス

第三十六條第三号中「及其ノ代理人ノ權限ヲ證スヘキ證明書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタルコト」を削り、同條第五号中「第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ證スヘキ證明書ヲ提出セシメ其ノ許可又ハ同意ヲ證明セシメタルコト」を、第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトに改め、同條第六号及び第七号を次のように改める。

六 印鑑證明書ノ提出其ノ他

ニシテハキ實ナル方法ニ依リ人違ナキコトヲ證明セシメ又ハ印鑑若ハ署名ニ關スル證明書ヲ提出セシメテ證明ノ眞正ナルコトヲ證明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由

第三十八條第二項中「其ノ文字を」

「其ノ字數」に改め、同項及び同條第三項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

○長谷川説明員 借越であります。

私から公証人法等の一部を改正する法律案の參議院修正の重要部分について、ごつかいまして御説明申し上げたいと思ひます。

改正の第一点は、このたび法務廳機構が改組になりましたので、司法事務局が法務局、または地方法務局になり、その出張所が支局または出張所ということになることになりましたので、これに伴ひまして、公証人法等の規定を整理いたすということが第一点であります。

それから第二点は、公証人の書証事務であります公証、認証等の手續がいたずらに複雑な点も見受けられますので、これを適當に簡素化しようとするものであります。もちろんこの公証人が公正証書を作成し、私署証書等に認証を與えることは、事件に相當重要な關係を有するものでありますから、公証人制度運用に支障あるような事務を簡素化することは、嚴に慎まなければならぬことは申すまでもないのであります。現行法の規定の中にはいたずらに嚴格に過ぎ、かえつて公証人はもちろんのこと、當事者に対してもその煩にたえ得ざらしめるものもあるやうでありますので、公証制度の趣旨に反しない範圍内において、これを適當に整理したいと考えて所要の改正を試みたのであります。その一、二を申し上げますと、囑託を受け公正証書をつくる場合におきましては、その囑託人と公証人が面識のある場合でなければ、公正証書を受けることができないのであります。もし面識のない場合におきましては、市区町村長のつくりました印鑑證明書の提出、あるいは氏名及び面識のある二人以上の承認によつて、その者が眞実本人であるといふことの証明を得た上でなければ、囑託に應ずることができないというのが現行法なのであります。しかしこれ以外にも、たとへば写真の貼付してある身分證明書というふうなものがありまして、それによつてたしかに本人に相違ないというような確証が得られるような場合におきましては、やはりその囑託に應じてよいのではないかと、このことが考えられますので、二十八條を修正いたしました。市区町村長の作成した印鑑證明書の提出、その他確實なる方法で人違いなことを証明すればよろしいということに政府原案では改訂したのであります。ところが參議院におきまして、ただ確實なる方法というのではまだ正確ではない。印鑑證明書に準ずべき確實なる方法でなければならぬということが論ぜられました結果、この点が修正になりました。印鑑證明書の提出、その他これに準すべき確實なる方法によつて人違いなことを証明させなければならぬといふことに修正されたものであります。それからやはり簡素化の一つといつたしまして、公正証書の文字を加除する場合の手續といつたしましては、従前は公証人のみならず、囑託人、またはその代理人及び立會人の全員がこれに捺印をすることを必要としておつたのであります。これも必ずしもその必要がないのではないかと。公証人を信頼して、公証人だけ判を押せばよいことにしたら正

七 第三十二條第二項但書ノ場合ハ其ノ旨及其ノ事由

第三十八條第二項中「其ノ文字を」

「其ノ字數」に改め、同項及び同條第三項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

○長谷川説明員 借越であります。

私から公証人法等の一部を改正する法律案の參議院修正の重要部分について、ごつかいまして御説明申し上げたいと思ひます。

改正の第一点は、このたび法務廳機構が改組になりましたので、司法事務局が法務局、または地方法務局になり、その出張所が支局または出張所ということになることになりましたので、これに伴ひまして、公証人法等の規定を整理いたすということが第一点であります。

それから第二点は、公証人の書証事務であります公証、認証等の手續がいたずらに複雑な点も見受けられますので、これを適當に簡素化しようとするものであります。もちろんこの公証人が公正証書を作成し、私署証書等に認証を與えることは、事件に相當重要な關係を有するものでありますから、公証人制度運用に支障あるような事務を簡素化することは、嚴に慎まなければならぬことは申すまでもないのであります。現行法の規定の中にはいたずらに嚴格に過ぎ、かえつて公証人はもちろんのこと、當事者に対してもその煩にたえ得ざらしめるものもあるやうでありますので、公証制度の趣旨に反しない範圍内において、これを適當に整理したいと考えて所要の改正を試みたのであります。その一、二を申し上げますと、囑託を受け公正証書をつくる場合におきましては、その囑託人と公証人が面識のある場合でなければ、公正証書を受けることができないのであります。もし面識のない場合におきましては、市区町村長のつくりました印鑑證明書の提出、あるいは氏名及び面識のある二人以上の承認によつて、その者が眞実本人であるといふことの証明を得た上でなければ、囑託に應ずることができないというのが現行法なのであります。しかしこれ以外にも、たとへば写真の貼付してある身分證明書というふうなものがありまして、それによつてたしかに本人に相違ないというような確証が得られるような場合におきましては、やはりその囑託に應じてよいのではないかと、このことが考えられますので、二十八條を修正いたしました。市区町村長の作成した印鑑證明書の提出、その他確實なる方法で人違いなことを証明すればよろしいということに政府原案では改訂したのであります。ところが參議院におきまして、ただ確實なる方法というのではまだ正確ではない。印鑑證明書に準ずべき確實なる方法でなければならぬということが論ぜられました結果、この点が修正になりました。印鑑證明書の提出、その他これに準すべき確實なる方法によつて人違いなことを証明させなければならぬといふことに修正されたものであります。それからやはり簡素化の一つといつたしまして、公正証書の文字を加除する場合の手續といつたしましては、従前は公証人のみならず、囑託人、またはその代理人及び立會人の全員がこれに捺印をすることを必要としておつたのであります。これも必ずしもその必要がないのではないかと。公証人を信頼して、公証人だけ判を押せばよいことにしたら正

第三十二條第二項但書ノ場合ハ其ノ旨及其ノ事由

第三十八條第二項中「其ノ文字を」

「其ノ字數」に改め、同項及び同條第三項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

○長谷川説明員 借越であります。

私から公証人法等の一部を改正する法律案の參議院修正の重要部分について、ごつかいまして御説明申し上げたいと思ひます。

改正の第一点は、このたび法務廳機構が改組になりましたので、司法事務局が法務局、または地方法務局になり、その出張所が支局または出張所ということになることになりましたので、これに伴ひまして、公証人法等の規定を整理いたすということが第一点であります。

それから第二点は、公証人の書証事務であります公証、認証等の手續がいたずらに複雑な点も見受けられますので、これを適當に簡素化しようとするものであります。もちろんこの公証人が公正証書を作成し、私署証書等に認証を與えることは、事件に相當重要な關係を有するものでありますから、公証人制度運用に支障あるような事務を簡素化することは、嚴に慎まなければならぬことは申すまでもないのであります。現行法の規定の中にはいたずらに嚴格に過ぎ、かえつて公証人はもちろんのこと、當事者に対してもその煩にたえ得ざらしめるものもあるやうでありますので、公証制度の趣旨に反しない範圍内において、これを適當に整理したいと考えて所要の改正を試みたのであります。その一、二を申し上げますと、囑託を受け公正証書をつくる場合におきましては、その囑託人と公証人が面識のある場合でなければ、公正証書を受けることができないのであります。もし面識のない場合におきましては、市区町村長のつくりました印鑑證明書の提出、あるいは氏名及び面識のある二人以上の承認によつて、その者が眞実本人であるといふことの証明を得た上でなければ、囑託に應ずることができないというのが現行法なのであります。しかしこれ以外にも、たとへば写真の貼付してある身分證明書というふうなものがありまして、それによつてたしかに本人に相違ないというような確証が得られるような場合におきましては、やはりその囑託に應じてよいのではないかと、このことが考えられますので、二十八條を修正いたしました。市区町村長の作成した印鑑證明書の提出、その他確實なる方法で人違いなことを証明すればよろしいということに政府原案では改訂したのであります。ところが參議院におきまして、ただ確實なる方法というのではまだ正確ではない。印鑑證明書に準ずべき確實なる方法でなければならぬということが論ぜられました結果、この点が修正になりました。印鑑證明書の提出、その他これに準すべき確實なる方法によつて人違いなことを証明させなければならぬといふことに修正されたものであります。それからやはり簡素化の一つといつたしまして、公正証書の文字を加除する場合の手續といつたしましては、従前は公証人のみならず、囑託人、またはその代理人及び立會人の全員がこれに捺印をすることを必要としておつたのであります。これも必ずしもその必要がないのではないかと。公証人を信頼して、公証人だけ判を押せばよいことにしたら正

第三十二條第二項但書ノ場合ハ其ノ旨及其ノ事由

第三十八條第二項中「其ノ文字を」

「其ノ字數」に改め、同項及び同條第三項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

○長谷川説明員 借越であります。

私から公証人法等の一部を改正する法律案の參議院修正の重要部分について、ごつかいまして御説明申し上げたいと思ひます。

改正の第一点は、このたび法務廳機構が改組になりましたので、司法事務局が法務局、または地方法務局になり、その出張所が支局または出張所ということになることになりましたので、これに伴ひまして、公証人法等の規定を整理いたすということが第一点であります。

それから第二点は、公証人の書証事務であります公証、認証等の手續がいたずらに複雑な点も見受けられますので、これを適當に簡素化しようとするものであります。もちろんこの公証人が公正証書を作成し、私署証書等に認証を與えることは、事件に相當重要な關係を有するものでありますから、公証人制度運用に支障あるような事務を簡素化することは、嚴に慎まなければならぬことは申すまでもないのであります。現行法の規定の中にはいたずらに嚴格に過ぎ、かえつて公証人はもちろんのこと、當事者に対してもその煩にたえ得ざらしめるものもあるやうでありますので、公証制度の趣旨に反しない範圍内において、これを適當に整理したいと考えて所要の改正を試みたのであります。その一、二を申し上げますと、囑託を受け公正証書をつくる場合におきましては、その囑託人と公証人が面識のある場合でなければ、公正証書を受けることができないのであります。もし面識のない場合におきましては、市区町村長のつくりました印鑑證明書の提出、あるいは氏名及び面識のある二人以上の承認によつて、その者が眞実本人であるといふことの証明を得た上でなければ、囑託に應ずることができないというのが現行法なのであります。しかしこれ以外にも、たとへば写真の貼付してある身分證明書というふうなものがありまして、それによつてたしかに本人に相違ないというような確証が得られるような場合におきましては、やはりその囑託に應じてよいのではないかと、このことが考えられますので、二十八條を修正いたしました。市区町村長の作成した印鑑證明書の提出、その他確實なる方法で人違いなことを証明すればよろしいということに政府原案では改訂したのであります。ところが參議院におきまして、ただ確實なる方法というのではまだ正確ではない。印鑑證明書に準ずべき確實なる方法でなければならぬということが論ぜられました結果、この点が修正になりました。印鑑證明書の提出、その他これに準すべき確實なる方法によつて人違いなことを証明させなければならぬといふことに修正されたものであります。それからやはり簡素化の一つといつたしまして、公正証書の文字を加除する場合の手續といつたしましては、従前は公証人のみならず、囑託人、またはその代理人及び立會人の全員がこれに捺印をすることを必要としておつたのであります。これも必ずしもその必要がないのではないかと。公証人を信頼して、公証人だけ判を押せばよいことにしたら正

第三十二條第二項但書ノ場合ハ其ノ旨及其ノ事由

第三十八條第二項中「其ノ文字を」

「其ノ字數」に改め、同項及び同條第三項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

○長谷川説明員 借越であります。

私から公証人法等の一部を改正する法律案の參議院修正の重要部分について、ごつかいまして御説明申し上げたいと思ひます。

改正の第一点は、このたび法務廳機構が改組になりましたので、司法事務局が法務局、または地方法務局になり、その出張所が支局または出張所ということになることになりましたので、これに伴ひまして、公証人法等の規定を整理いたすということが第一点であります。

それから第二点は、公証人の書証事務であります公証、認証等の手續がいたずらに複雑な点も見受けられますので、これを適當に簡素化しようとするものであります。もちろんこの公証人が公正証書を作成し、私署証書等に認証を與えることは、事件に相當重要な關係を有するものでありますから、公証人制度運用に支障あるような事務を簡素化することは、嚴に慎まなければならぬことは申すまでもないのであります。現行法の規定の中にはいたずらに嚴格に過ぎ、かえつて公証人はもちろんのこと、當事者に対してもその煩にたえ得ざらしめるものもあるやうでありますので、公証制度の趣旨に反しない範圍内において、これを適當に整理したいと考えて所要の改正を試みたのであります。その一、二を申し上げますと、囑託を受け公正証書をつくる場合におきましては、その囑託人と公証人が面識のある場合でなければ、公正証書を受けることができないのであります。もし面識のない場合におきましては、市区町村長のつくりました印鑑證明書の提出、あるいは氏名及び面識のある二人以上の承認によつて、その者が眞実本人であるといふことの証明を得た上でなければ、囑託に應ずることができないというのが現行法なのであります。しかしこれ以外にも、たとへば写真の貼付してある身分證明書というふうなものがありまして、それによつてたしかに本人に相違ないというような確証が得られるような場合におきましては、やはりその囑託に應じてよいのではないかと、このことが考えられますので、二十八條を修正いたしました。市区町村長の作成した印鑑證明書の提出、その他確實なる方法で人違いなことを証明すればよろしいということに政府原案では改訂したのであります。ところが參議院におきまして、ただ確實なる方法というのではまだ正確ではない。印鑑證明書に準ずべき確實なる方法でなければならぬということが論ぜられました結果、この点が修正になりました。印鑑證明書の提出、その他これに準すべき確實なる方法によつて人違いなことを証明させなければならぬといふことに修正されたものであります。それからやはり簡素化の一つといつたしまして、公正証書の文字を加除する場合の手續といつたしましては、従前は公証人のみならず、囑託人、またはその代理人及び立會人の全員がこれに捺印をすることを必要としておつたのであります。これも必ずしもその必要がないのではないかと。公証人を信頼して、公証人だけ判を押せばよいことにしたら正

いのではないかと、政府原案はこの場合公証人が捺印すればよろしいこととしてあつたのでありますが、これがやはり参議院法務委員会問題となりまして、それではやはり足りない。従つて公証人のみならず、囑託人またはその代理人がこれに捺印することが必要であるというところ、この点も修正を受けた次第であります。この点は公証人を信頼するのしなやかという問題にかかろうかと思ひますが、公正証書の信憑力といひますか、公正力を確保に保持するためには、あるいはここまで厳格にする必要があるかも知れません。そういつた趣旨で、この修正に対しても別段政府側としては異議がない次第であります。

それから改正案の第三点は公証人の任用資格につきまして、現行法では判事、検事、または弁護士たる資格を有する者に限つて、所定の試験及び実地修習を受け、公証人に任ぜられることができるのでありますが、現状といひまして、この公証人がなかなか得られないのでありまして、公証人がないために、公証事務を司法事務局またはその甲号出張所の法務廳事務官が公証事務をとりおこなつておこなうが全國約二十八箇所ばかりあるのがありまして、その他公証人のないところが相当に残つておられます。こういつた現実の要求からも考え合はせて、多年法務に携わつて、学識、経験も公証人として十分であるというような者があるならば、これを起用いたしまして、特に試験及び実地修習をなさしめずして公証人に選考任用し、これを必要な箇所に所屬させるといふ手当が必要なのではないかといふことを考へま

して、改正案の十三條にこのことを規定した次第であります。ところがこの点も公証人の資質の低下という観点から、参議院でいろいろ議論がございまして、結局この措置は当分の間でやらなければならぬといふことと、それからこういつた特殊の選考任用をする場合は公証人法第八條すなわち司法事務局またはその甲号出張所に公証人がない場合、あるいは公証人の職務をとることができないような場合、こういつた場合に限つてこの選考任用をなすべきであるという議論がございまして、なお公証人の職務に必要な学識経験を有するものといふのは、手心でいかにいふものなるおそれがなしとしないから、さらにこれを厳格に規定して、裁判官、検察官、または弁護士に準ずる学識経験を有する者をして、初めて公証人審査会の選考を経て公証人にすることができるといふように制約すべきである、この三つの観点から第十三條という一箇條が公証人法に追加されたのでございまして。

なお公証人法には停年制の定めがないのでございまして、公証人の資質の保持と申しましようか、そういつた観点から、やはり停年制を設けるべきではないかといふことから、政府原案では全然取上げておられませんでしたが、参議院におきまして停年制を加へることに修正を見たのであります。これはまことにごもつともな御議論と存じまして、私どもこれに対しては何ら異論がございせん。その他細部にわたりますては、たとえば公証人の居住の制限とか、そういうものをはずしたこととか、そういうものをはずして改正点ごく微少な部分にわたりました。

がございまして、おもなる改正点は大体以上に申し述べたようなものでございまして。

○花村委員長 これより質疑に入りまして。石川金次郎君より質疑の通告がおりますから、これを許します。

○石川委員 速記をとめてください。

○花村委員長 それでは速記をとめてください。

(速記中止)

○石川委員 参議院で修正になりました箇所を中心としてお伺いいたします。十三條の原案中末項にありまして「多年法務に携はり公証人の職務に必要ナル学識経験を有する者ニシテ公証人審査会ノ選考ヲ経タル者亦同シ」これが参議院で「前條ノ者ニ準スル学識経験を」といつておるのであります。前條に準ずるといふふうになると、弁護士、検察官、判事、裁判官、これに準ずる者といふふうになるのであります。その準ずる者といふのはどういふ人たちが予定されておるのであるのか。

○長谷川説明員 私どももいたしまして予定したものは、たとえば十三條の改正案の中にも、御承知のようは裁判官の中から、簡易裁判所判事は除いておられます。また検察官の中から副検事は除いておられます。これはやはり公証人の資質の低下をおそれた結果であります。しかしながら簡易裁判所判事、あるいは副検事の中には相当学識経験をあらはれる方もありまして、公証人としてふさわしい人もあるいはあるのではないかと、そういつた場合は、はたして公証人として必要な学識経験があるかどうか、その他の事項を公証人審査

査会の選考によつて判定していただきたい、そうして公証人としてふさわしい者があれば、これを公証人に任用するといふことなども具体的事例の一つとして、われわれは考へておつたわけでありまして、もちろんこの場合に限つたわけではございせん、具体的に申上り申上げの準備がございせんけれども、これらのような場合がございするならば、それを選考任用して行きたいといふふうにお考へておるわけであり

○石川委員 今度、裁判所法がかわりまして、裁判所書記官という職務が合格いたしました。それから司法修習生とならない人もあるのですが、裁判所書記官もしくは司法修習生をしない司法試験の合格者も第十三條に準すべき者といふふうになり得ると思ひます。その点の御見解は、いかがでありますか。

○長谷川説明員 同様に考へてよからうかと思つておられます。

○石川委員 それで第十三條の準すべきものの範囲は廣まつたのであります。が、ところで今度は二十八條の修正について聞きたいのであります。二十八條中先ほどあなたが御説明になりました「印鑑証明書」提出其ノ他之ニ準スヘキとありますが、その一つの例として、たとえば預金証書の印鑑の所に判がついておつて、その判と預金証書を携つておつて、私が本人だ、こういふ人があつた場合等も、そのような人をも人選いなきことを証明する一つの手段として想定されますか。

○長谷川説明員 具体的な問題になり

ますと、もつと十分研究していただくかぬと即急にお答えいたしたがたいのであります。この点については印鑑証明に準すべき確実な方法といふことをさらに具体化したしまして、十分検討いたしました。通譯いたしたい、こういふふうにお考へる。それでそれによつて、言葉は悪いですが、いかげんに処理することのないように嚴重にやつて行きたい、こう考へておられます。

○石川委員 この人選いなきことを証明せしめることを要するのですが、証明する人は公証人になりますから、公証人がいいと思つたらそれでいいといふことになるのですか。

○長谷川説明員 具体的な場合はそうなりませんが、しかしこれに準すべき確実なる方法といふ法律上の要請があり

ますので、この要請に必ず従わなければならぬといふふうにお考へておられます。

○石川委員 おつしやつた法律上の要請に従ふものであるという見方が、公証人の甲と乙、それから地理等の関係で、場所、地域、北海道と九州という所ではおのづと慣習等が異なるものがあれば、また異なるものができて来ると思ふのです。その点は公証人にまかせるといふことになるのではないのですか。

○長谷川説明員 先ほど申し上げましたように、一應もつと抽象的ではあつても、具体的に考へておつて、そうして誤りなきを期すように通譯してやつて行きたいと存じます。最後の問題は、御質問の通り、最後は結局裁判所の判断といふようなことにも相なるうかと存じます。

○石川委員 そこで第十三條は、参議院

によつて、公証人たる資格を有する人を「前條ノ者ニ準スル學識経験ヲ有スル」というように嚴重にしたのであります。そして相當法律上の知識ないし社会的地位を持つた人のうちから公証人を選考するということになるのですから、その点は「之ニ準スヘキ」といふようなことを入れないで、公証人その人を信じて、確實なる方法によつて人選いなきことを証明して、その証明を公証人が妥當なんだと思つた場合は公正証書を作製してやるということには行かないのですか。

○長谷川説明員 まことにごもつとも存じます。私も似たしとして、これに準ずるといふ規定のあるなしにかかわらず、同様な趣旨に考へておつたわけでありませう。しかしながらさらさらこれを明確化せしめるといふ趣旨においての御修正と考へますので、私も似たしとしては何ら異論はない次第であります。

○石川委員 私はこれでよろしゅうございませう。

○上村委員 今の証明の点ですが、趣旨は「準スヘキ」といふものを設けてたいへんいいのですが、たとえば弁護士が公証人の所に行つて、あなたほどなたでございませうか、私は上村でございますと云つて、その公証人に面識はないのですけれども、弁護士上村進という名刺を出すのです。そういうときにそれで証明になるかどうかというような点、また弁護士はそれが証明になれば好都合のことがあるのですが、今までの公証役場ではそれを認めなかつたわけですから、それが入るかどうかという点、もう一つは弁護士が依頼者を公証人に紹介するのです。この人が

あなたの所で公正証書をつくつてもらいたいのだが、この人を紹介すると言つて、依頼者を紹介したときに、私の紹介名刺が「之ニ準スヘキ確實ナル方法」の中へ入るかどうか、弁護士として、とにかく今度は弁護士法によつて地位も上るし、そして弁護士が名刺を出し、弁護士が名刺で紹介したものが普通の場合と同じように取扱われるのか、それとも多少そこに認められて「之ニ準スヘキ確實ナル方法」になるかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○長谷川説明員 御質問の通り、弁護士であられる方々は十分信頼してよるしいのであります。しかしながらたとえ弁護士でないものが弁護士の名刺をたたく所持いたしまして、そして囑託をやるというやうな場合もなるとは保しがないのであります。従つてその程度ではいささか疑問なのではないかと存じております。しかしながらたとえ弁護士会におきましては、弁護士なることの証明を出しておるようでございますが、そういうやうな場合は、私まだ具体的に一々検討しておりませぬけれども、大体よろしいのではないかと云ふに考へております。

それから第二の問題であります。面識のある者、あるいは以前に囑託したことのある方は、これは自分の知人である、これに相違ないという書面をつくりまして、それに判を押して、それを持つた囑託人が公正証書作製の囑託に参つたというやうな場合は、紹介者の印鑑はすでに出しておりますから、それを照し合せればわかるわけですから、そういう場合はあるいはよいのでは

ないかと私は考へております。○上村委員 そうするとその点は結局弁護士が、私は上村進でございますと言つて、私が自身行くのですよ、それが名刺を出した場合には、それは「準スヘキ確實ナル方法」に私の名刺はまだ入れないわけですね。

○長谷川説明員 面識がございませんと、たとえばあなたのお名前をかたつて来るやうな場合がもしありとすれば困りますので、その程度ではいかぬのではないかと存じております。

○上村委員 そのところ私自身が行くのですよ。私自身が行く、これはある初面識の公証人のところへ行くのですよ。そして私は人選いで行くわけでもなんでもありません。しかし向うは應私が上村進だかどうかかわからないうから、私は上村進でございますと言つて、名刺を出して、きようはひとつかういふ公正証書をつくつてもいいたいというわけですね。そのときに私の名刺はくつつかないということ、私は、弁護士を非常に侮辱した話であると思ひます。ですからなるほど私をかたつて行く人があるだろうし、また私の名刺を持つて行く人があるかもしれなう。しかし實際多くの場合、弁護士が来たところとは例外であつて、公証人のところにせわしいときに急に行つた場合に、印鑑証明など持つて行かないのです。そのときに名刺を出して、公正証書をつくつてもえれば私も私の依頼者も助かる、かういふことな名刺が入らないといふことになれば、非常に不便であるのみならず、弁護士を無視したことになるはせんかという

ことなのです。もう一つは、同じことですけれども、私が行かないで本人をやる場合に、本人はこれ／＼の者に相違ないが、かういふ債務関係で公正証書をつくりたいと思つたら、ひとつよろしくお願ひしますといつた場合に、人選いでないことを私の名刺で証明ができません、さらにその人が帰つて、印鑑証明をとつてから公正証書をつくるということになる、その人は非常な手数です。その場合に、私の名刺が何ら役に立たないといふことになれば、弁護士を無視されたことになるわけですから、これを一つ確かめてもらいたい。

○長谷川説明員 まことにごもつとも御質問でございます。たしかに多くの場合、名刺をお持ちになつておいてなつた人がその名刺の本人であるといふことは、十中八九、九、九、九といふことば、しかしながら公正証書は非常に嚴格に規定されておいて、万一の場合をなるべく防ぎたいといふ建前できております。その見地からいたしまして、その点公証人として、情においてはない忍びないであらうと思ひますが、ちよつとむりなではないかと思ひます。

なお附言いたしますが、たとえば一回公証人役場へ足を運びまして、囑託したことがあるといふことになりまして、印鑑証明書がすでに出しておるわけでありませう。従つて人にもよりけりでありませう。人格者であるところの、ういつた方がほかの者を紹介いたしまして、それに判をつきまして、この人間は確かにこれ／＼に相違ないといふやうな、具体的に申しますれば弁護士の方々のそういう紹介状を持つ

て行くやうな場合は、確實なる方法として認めてよろしいのではないかと云ふに考へております。○上村委員 確實なる方法といふのは……○長谷川説明員 人選いなきことを証明するに足る確實な方法です。

○上村委員 ほかのことはいいのですが、弁護士の名刺がそれにならないかというのです。弁護士の名刺が自分の紹介なり依頼者を紹介した場合、依頼者がその人間であるといふことの証明になるかならないか。実際われ／＼は非常に苦心したところなのです。それで弁護士といふものの地位が非常に低い場合はとにかく、弁護士法というものが、法曹一元、判事なり検事なり弁護士なりが使つた名刺が、普通人と同じであるとすれば、ことに公証人のところに行くときなんか、何もよけいなことで行くわけではない。弁護士の職務に關することで行くわけだから、その場合に弁護士の名刺が何ら物言わないといふことはどうかと思つております。幸いにこの法案が出ておるから、進すべき書類の中に入れてもらいたいといふのが私の希望なのです。

○長谷川説明員 先ほど申しますやうに、弁護士の方々が、その弁護士たることの名刺をお持ちになる場合は、十中八九、九は間違いないのであります。だからそういういたものもこれに準ずるといふのは、もう一つは、それ以外の、もう一つは、それがあつたか、あるいは何かがあるといふやうな場合は認めていいわけはないか。たとえば定期券をお持ちになつておる、あるいはそれ以外の何かの証明書をお持ちになつておる、手紙の表

紙——もちろんそれだけでは困るのでありますが、そういつたいろくのものによつて証明されるような場合はいいのではないかと、さういふに考えておられます。

○上村委員 そうすると、弁護士の名刺だけでは紹介できない。それで私がかりに公判の呼出状、あるいは訴訟の呼出状を持つておられます。さういふものを名刺と一緒にして、私が上村でございますと言へば、それでいいのでしようか。

○長谷川説明員 非常に具体的にになりましたが、私政府委員でもありませんし、非常につらいところでもあります。大体二、三のさういふものによつて証明されるような場合は、いいのではないかと私は考えております。

○上村委員 弁護士会の証明を持つて行きますね。私が弁護士たることの証明を持つて行けば、実際問題として印鑑証明なしでいいということになるでしようか。

○長谷川説明員 実は私弁護士会の証明書はどんな形式で出されているかよく存じませんが、大体それによつてその方が確かに弁護士である。しかもさういふ方であるといふことの間違ひないような証明である。いたしませんれば、それでいいのではないかとさういふに考えております。

○上村委員 弁護士会で私が証明をもちょう。さうすると、これ／＼は弁護士会員たることを証明するといふことが書いてあるのです。ですから、それに名刺をつけて行けば、印鑑証明なしに一面識もない者も公証人のところに行つていいということになるわけですね。

○長谷川説明員 先ほどからしばしば申し上げましたように、非常に具体的になつて参りましたので何ですが、大体それで認められる場合が多いのではないかと、私考えております。それで人運いなきことを証明する確実な方法として認めていい場合が多いのではないかと考えております。たとえば私もがまず念頭に浮ぶ点は、かりにその弁護士の事務所へでも出入りする方が、たま／＼名刺をどうかいたしまして、それによつて適当に処置されるようなことになりまして、弁護士の方も迷惑でありまして、また公正証書の公正方の点からはなほ遺憾でありますので、さういつたことが念頭に浮ぶのでありますから、私が先ほどお答えしたように申し上げざるを得ないわけでございます。

○石川委員 今の問題を確かめたいのですが、二十八條は結局公証人が人運いなしと認めなければ、すなわち印鑑証明その他確実なる方法によつて人運いなしと公証人が認めたならば、よろしいのか。それとも法務廳においては、これ／＼さういふ資料を持つて行つた場合に、人運いなしと認むべきものであると訓令するののか。そのいづれであるかといふことをお尋ねいたします。

○長谷川説明員 先ほど申しました点、あるいは言葉が足らぬで誤解を受けたのではないかと存じますが、通牒と申しましたのは、これよりももう少し具体化した通牒、さういふ趣旨であります。このくらゐと列挙する趣旨では絶対ございません。だからそれ以後はさういふふうに行つて、あやまちなきを期したいと思つて、要は公証人の問題でございます。

○石川委員 明かにしておきますが、この法律は法務廳が、これ／＼のものがあつた場合に人運いなしと認むべきものであつて、指令すべきものではない。公証人自身がこの法律の要請に従つて注意すべきものである。あるいは人運いなしといふことを認めるならば、それでよいといふことが精神ではないか。公証人の責任においてやるべきである。もしも過失があつた場合は別な方から責任を負い、賠償をとらるべきものであると解釈すべきではないでしようか。

○長谷川説明員 まことにごもつともな御意見と存じております。先ほど通牒と申しましたのは、それによつてあれするといふことでなくて、解釈上、さういふふうになさるべきであるかといふふうな、先ほどからしばしば申し上げますように、もちろん抽象的な解釈的なことを意味したのであります。具体的には、この場合、この場合といふことを指示することはでき得ることでもありませんし、その必要はないと考へますから、さういふふうには全然考へません。

○石川委員 この法案の重要なことは、公証人の審査会でありまして、これをはつきりしておきたいのであります。

す。公証人はわれ／＼といたしましたしてはその素質を十分吟味いたしました。いかがおかしいものはこの事務をとることのないようにいたしたいと存じます。多くの場合は公証人を信頼いたしました。公証人そのものは本人に相違ないという確証を得られるような方法によつて、囑託をいたして参つた場合は、大体よろしいのではないかと、さういふに考えております。

○石川委員 明かにしておきますが、この法律は法務廳が、これ／＼のものがあつた場合に人運いなしと認むべきものであつて、指令すべきものではない。公証人自身がこの法律の要請に従つて注意すべきものである。あるいは人運いなしといふことを認めるならば、それでよいといふことが精神ではないか。公証人の責任においてやるべきである。もしも過失があつた場合は別な方から責任を負い、賠償をとらるべきものであると解釈すべきではないでしようか。

○長谷川説明員 まことにごもつともな御意見と存じております。先ほど通牒と申しましたのは、それによつてあれするといふことでなくて、解釈上、さういふふうになさるべきであるかといふふうな、先ほどからしばしば申し上げますように、もちろん抽象的な解釈的なことを意味したのであります。具体的には、この場合、この場合といふことを指示することはでき得ることでもありませんし、その必要はないと考へますから、さういふふうには全然考へません。

○石川委員 この法案の重要なことは、公証人の審査会でありまして、これをはつきりしておきたいのであります。

す。公証人審査会は先ほどあなたにお聞きしたように、法務廳設置法の一部を改正する法律案の第十三條から第二表ができて参りました。この第二表中に公証人審査会というのが出て来る。ところがこの公証人審査会というのはまだ法案にでき上つておりませんから、結局政令によつて公証人審査会なるものはでき上つて来ると思つて、しかし公証人といふのは、社会的に一つの重要な権利義務に関する仕事をやるのでありますから、政令にまかせないで、これを法律で明かにするといふことをどうしてせられなかつたか。また將來その気持があるかどうかといふことをお聞きしておきたい。

○長谷川説明員 お答えいたします。御指摘の通り、法務廳設置法の一部を改正する法律案の第十三條の二項に、公証人審査会は政令をもつてその組織等を定めるといふことになつておるわけでありまして、これは事が相当重要でありますから、あるいは法律で定むべきものと考へられないこともないのでありますけれども、しかし具体的な場合になりまして、ポスト、ポストによつて定めるといふこともどうかと思つて、これは政令に委任していただくことにした次第であります。

○石川委員 政務次官に責任ある御答弁をお願いいたしますが、これは今申しましたように、公証人審査会が大切な機関となつておるようでありまして、法律でこの構成を定めるといふ御方針についての御意見を承つておきたい。もしその方がいいとなれば、早く着手する御意思があるかどうかを、政務次官御答弁願ひたい。

○山口(母)政府委員 石川委員の御質疑まことにごもつともなごもつともな御意見でございますが、法務廳の設置法案によりますれば、大体かような事項につきましては、政令をもつて列挙的に定めるといふような方針になつておりますので、將來お説につきましてはよく研究したいと思つております。現在はさういふことになつておりますので、御了承をお願いいたします。

○猪俣委員 先の上村氏の質問に関連するものであります。さういふ面識のない場合に、弁護士の名刺を持つて行つて、さあそれで名刺を信用するといふのは、ちよつとむりだらうと思つてあります。ただそこに印鑑証明を出して面識を得た後に、ここにある人間を、弁護士の名刺にその印鑑を押したその印鑑を押して、その人間は何のだれ兵衛といふ名刺を持たしてやつた場合に、それが証明方法になるかどうかといふことが一つの問題で、その点をお聞きしたい。

○長谷川説明員 ごもつともな御質問と思つて、先ほど申しましたように、印鑑証明または面識ある証人二人によつて人運いなきことを証明させれば、現行法においても公証の囑託を受けることができるわけでありまして、それで御質問の場合におきましては、これも先ほど申しましたように人によりけりでありまして、社会的に相當の地位を持つておられるところの弁護士であられる方が、すでに提出済みの印鑑によつて紹介人を本人であるといふふうにして出す場合には、大体信頼してよろしいのではないかと、さういふに考えております。

律を昭和二十四年になつて使つてゐるという日本ですから、この当分の間といつたら、いつまでかは切れるかわからない。そして適当な公証人ができればそこで当分の間が切れる。できないという事になれば何百年続くかわからない。当分の間といふのは一向にわからない。

○長谷川説明員 御質問まことにどうもつともなのであります。法律的に申しますと、御指摘の通りだと存じますが、結局この当分の間ということによつて、これを運用あるいは法律の改訂の上におきまして、十分考慮することをうたつた趣旨であらうかと存じております。

○古島委員 ちよつと政務次官に伺いたいが、あなたも御承知の通り、今明治十三年のあの法律がありますね。投票による——これが旧刑法から今度の刑法へ移つて、施行法で全部あれが当分の間で、当分の間が七十年後の今でもあれをやつてゐる。明治十三年の人は選挙などという氣持はありません、専制政治だから。そこで今日の選挙でも、あの法條を使つて処罰してゐる。ああいう古くさい明治十三年の太政官の布告を今日適用して処罰するといふようなことは、どうも法務廳の威信にも関することだから、改正をしてつづす考えはありませんか。選挙の実際観念のないところの投票の罰則、それが今日でも行われている。これは山口さんが法務次官になつたら、さつそくあれを廃止するだろうと思つたが、今日廃止法が出てないが、どんなものですか。

○山口(好)政府委員 先輩の古島委員の御質問であります。私たちもあつした太政官布告などというものが今日行われておるといふことは、まことに不合理だと考へております。こいねがわくは立法院であります。法務委員の方において、さつそくにひとつ來議會にでも御提案を願ひましたならば、幸いと考へます。法務廳におきましても、この点は研究をいたしております。両相まつて、ああいう法律はなるべく改訂をいたし、新しい法律でできる。こいうふうに行きたいと考へております。

○石川委員 古島委員の御希望はもつともだと思ひます。さらに一つこの問題を離れて政務次官にお聞きいたしました。刑法五十五條の連続犯を廢した方がいいというので、せつかく廢止はいたしました。が、われ／＼賛成したのでありますけれども、その後どうもあの法條はあつた方がよいように思われまが、法務廳においてこの点について研究しておられますか。廢止後における結果はどうであるか。五十五條の連続犯の規定を刑法におくという考へはございませんか。法務廳が賛成であるならば、われ／＼みずから立案してもよろしいのですが、御意見を承つておきます。

○山口(好)政府委員 ただいまの連続犯の問題であります。法務廳も現在いろいろ研究を重ねております。こまかい点は政府委員から説明させます。

○高橋(一)政府委員 連続犯の廢止の問題につきましては、その後この國會でも問題になりました。元の連続犯を二回にわたつて起訴する、従つてまた執行猶予にしたような場合でも、それができなくなるといふような事例があることを私は知りまして、いろいろと

その点について研究をしております。第一に實際どの程度あるのかといふことを今調べております。もう一つは執行猶予をなし得る場合の解釈の問題で、何とかさういふ弊害を除くことができやしないかという点も研究いたしております。もし運用の方でさういふ行き過ぎた場合がたいへんあつて、しかも解釈ではどうにもならないといふようなことになりますれば、刑法の改正でも行わなければならないと考へております。

○古島委員 今の連続犯の問題ですが、實際はもしさういふ場合があつたら、併合するやうなことにやればよろしいのであります。ところが取扱い上非常に不都合なことをしてゐる。たとえば検事がその事件を調べて、いすれも記録には明瞭になつております。公判廷で調べるといすれの事件も明瞭に陳述して、明瞭に記録に書いてある。ところが初めの間、起訴状には片方の意見だけしか警察の意見書になかつた。今の新しい場合はさうでないが、現在引続いたものは、警察官の意見書通りといふので起訴になつた。そこで裁判所がそのまま判決をするから、その一部だけは判決になつて、一つは残つておる。記録はちやんとできておる。しかも片方は強盗と窃盜の場合、強盗の方は地方裁判所の方でやるから、それがただちに今度は東京高等裁判所に来る。ところが窃盜を落したのだから、窃盜が簡易裁判所に来る。そこで簡易裁判所で判決したが、これは控訴しても、東京高等裁判所に行かずして、地方裁判所に行く、裁判所が高等裁判所と地方裁判所とわかれたがために、記録が明瞭になつておるのだ

が、それはどうしても高等裁判所で併合しないといふ不都合があるので、その場合、法務廳の方で何とか裁判所とどうも打合せをするとか、これは併合すべきものだといふ通牒をするなり、前の司法省でもあれば、裁判所にただちに移譲して都合よく行つたでしようが、今度はその行きませんから、何かそこに便宜ははかれませんか。

○高橋(一)政府委員 御指摘のやうな場合もあらうかと思ひますので、その点もあわせて研究中であります。

○古島委員 あらうかじやない、現にあるのです。これは長いこと私の友人が弁護しておる事件ですが、東京高等裁判所に来て、東京高等裁判所でも半年かかつておられます。地方裁判所の方でもそれは控訴されてから約半年かかつておられますが、私は高等裁判所が一旦とめにやるべきものだといふ主張をして、さういふふうな手續をしろと言つておられますが、手續したが一向集まらない。共犯關係はほとんど同じだが、一人がさういふ二個以上の犯罪を犯したといふのが違ふ。共犯關係全部同様ののだが、窃盜だけを落したのだから、窃盜だけはとんでもない方へ行つてしまつて、強盜だけは高等裁判所の方へ行つておるといふ実例がある。これから研究するならば大いに眞剣にやつてもらひたい。

○上村委員 この公証人法の改正につきましては、弁護士がつくつた証書の公証力というのですが、証書力というのから考へておるわけですが、ある國で

は、たしか弁護士が自分の代理をしてつくつた証書に対しては公証力を認め、執行力の基礎になるといふことをある古いもので見たのです。今の公証人法を見ると、まるで公証人のための公証人法になつておつて、人民のための公証人法ではないように考へる。さうじやない。やはりどこまでも法律は人民のための法律でなければならぬ。そのために公証人がどういふふうにならうと、それは第二義的であつて、どうしても人民が契約書もしくは証書を確実におきたいといふこと、そのことが基本にならなければならぬと思つてゐる。さうしますると、当然この弁護士が弁護士同士でつくつた契約書は、これは何かの形でそのままそつくり公証力を認めて、さうして原告代理になつた場合に、公正証書と同じ証書力を持つたり、進んではその弁護士同士が正式な代理委任状をつけてつくつたところの契約書は公正証書と同じに認めて、あるいは執行役場へ持つて行つて、あるいは裁判所へ持つて行つて、この執行力を付與するところの基本的條項になるといふふうにするべきではないかと日ごろ考へておるのでございます。今猪俣君の言われたやうに、私も新潟縣なのですが、あんな新潟縣の大きな廣いところで、公正証書をつくるといへば、新潟までわざわざ行かなければならない。そんなことをすると、せつかく公証人制度があつても、それを利用し得るものはほとんどない。その近くの人か、あるいは金のある人か何かで、たいていの農民や山の中の人には公証役場で公正証書をつくれぬ。さういふ場合には弁護士は方々に行きわたつておりますから、

は、たしか弁護士が自分の代理をしてつくつた証書に対しては公証力を認め、執行力の基礎になるといふことをある古いもので見たのです。今の公証人法を見ると、まるで公証人のための公証人法になつておつて、人民のための公証人法ではないように考へる。さうじやない。やはりどこまでも法律は人民のための法律でなければならぬ。そのために公証人がどういふふうにならうと、それは第二義的であつて、どうしても人民が契約書もしくは証書を確実におきたいといふこと、そのことが基本にならなければならぬと思つてゐる。さうしますると、当然この弁護士が弁護士同士でつくつた契約書は、これは何かの形でそのままそつくり公証力を認めて、さうして原告代理になつた場合に、公正証書と同じ証書力を持つたり、進んではその弁護士同士が正式な代理委任状をつけてつくつたところの契約書は公正証書と同じに認めて、あるいは執行役場へ持つて行つて、あるいは裁判所へ持つて行つて、この執行力を付與するところの基本的條項になるといふふうにするべきではないかと日ごろ考へておるのでございます。今猪俣君の言われたやうに、私も新潟縣なのですが、あんな新潟縣の大きな廣いところで、公正証書をつくるといへば、新潟までわざわざ行かなければならない。そんなことをすると、せつかく公証人制度があつても、それを利用し得るものはほとんどない。その近くの人か、あるいは金のある人か何かで、たいていの農民や山の中の人には公証役場で公正証書をつくれぬ。さういふ場合には弁護士は方々に行きわたつておりますから、

その弁護士というものが代理して、双方が契約書をつづつた場合には、これに對して公証力を持たすという事は、弁護士地位がだん／＼上つて来た今日においては當然であつて、そのために公証人であるいは事件が少くなるかもしれないけれども、それはそれで、公証人のための公証人法ではない、人民のための公証人法であるならば、そういうこともお考えを願いたいと思つて、むしろ弁護士がこれを濫用するということになれば、一面の弊害がないわけではないが、弁護士はおのずから弁護士法によつて正当に職務を行う。しかも自分がつくつた証書はまるで反古同様で、さあというときには何にもならぬというようだが、われ／＼弁護士の職務としてはどうもおもしろくないし、また公証力を持たすというようなことは、一面において人民の便宜ではないかというふうに考へるのです。そういう御研究があつたか、当局においてそういうことを考へたことがあるかどうかということですが、政務次官の御答弁を願いた

い。○山口(好)政府委員 たいだいまのお尋ねに對してお答えをいたします。廣い意味では、上村さんの言われるように、すべての法律はやはり人民のためにつくられてゐる法律であるというこゝとは、論をまたないと思つて、公証人法にいたしまして、やはり國民の法律的な生活を確保に、安全にいたすということのために、つくられておるものでありまして、ただほんとうにそれじや人民のためなら

ば、弁護士同士のつくつたものもそれに基いて認めるとか、そういうこともさせるようにいたしたらどうかという御説明を承つたのであります。そのまゝでいきますと、やはり弁護士はお互い同士の代理人という立場にありますが、やはりその契約なり、とりきめに基いて公の権利を差動するといふような場合におきましては、そこにはやはり法律のものをさすので、より確実にし、安全にするといふことが國民のためではないかと思つたので、その意味におきましては、なおこの公証人の公証を認めて、一層その法律關係を確保するものにして、うして國民がなるほどそれで確実なものに信頼いたしました、その信頼に基いて行われることが必要だろふと思つた。もつとも弁護士同士のとりきめ

いたしたことにつきましては裁判所の法廷あるいは和解といふような調停に持出しまして、調書をつくつていただくような手続をとりますれば、一層確実なものに相なるわけでありまして、法務廳の現在の研究をいたしました。やはりそういう法的なものをはさみまして、國民の法律關係を一層確保、安全なものにいたすということを目的としておる次第でございます。いろ／＼と上村さんの御説のような研究はいたしておりますが、この公証人法としては、そういう根本的なところまで実はまだ研究いたしておりません。行く行くは、そういう面についても、弁護士の地位あるいは教養、信頼といふようなものが次第に高まりますれば、そこま

で考へることも可能であらうと思つてあります。○花村委員長 ほかには御質疑はございませんか。――なければこれより討論、採決に入りたいと存じます。討論はこれを省略することに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なしと認め、さうにとりはからいます。これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。〔賛成者起立〕

○花村委員長 起立総員、よつて本案は参議院の修正した案文の通り可決いたしました。なお本案に関する委員長報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願います。

〔委員長退席、北川委員長代理着席〕

○北川委員長代理 花村君より、安定本部に對して質疑の通告がありますので、これを許します。花村四郎君。

○花村委員 私は司法警察權と牽連いたしました、経済調査廳の問題に關しまして若干の質問をいたしたいと思つてあります。

まず第一にお尋ねいたしたいことは、経済調査廳法の第一條に、経済調査廳の職務權限が大体において規定をせられておるのでありますが、これによりまして「中央経済調査廳は、國民經濟の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費並びに物價に關する経済統制を円滑に実施することを目的とする」とあるのでありますが、「経済統制を円滑に実施する」ということは、どういふ意味になりましたか。これを詳細に御説明願いたいと思つてあります。

○司波政府委員 経済統制を円滑に実施するといふ意味は、現在いろ／＼な法令によりまして、経済に對して統制を加えておられます。ところがそれらに對して國民の法規の勵行という面が必ずしもうまく行つていない。あるいはまた経済統制を担当する行政官廳においても、必ずしもこれを完全に実施して

いない。そのほかいろ／＼の原因のために、統制の秩序が乱れておるのであります。そういういゝゆる流通秩序が乱れておるのを正し、方向に持つて行くこと、國民經濟の調和ある復興をはかることを究極の目標にいたしましてやるといふ趣旨でありまして、経済調査廳法の第一條の各号に掲げるような方法をもちつて、この目的を達成しようといふのであります。

○花村委員 そうしますと、経済調査廳の主たる職務權限というものは、経済調査廳法が審議せられたときに、鈴木國務大臣並びに安本長官がたび／＼申しておることでありまして、要するにその一筋に、今度の案におきましては、そういう違反を防止するため予防的な方面に重要な意義がある云々といふことで、大体において経済の違反行為に關しては、防遏の方向に向つて進んで参りますことが、この経済調査廳を設置いたしました主要な目的とされておるのであります。従つて経済警察の復活であつてはならないといふことも、これきわめて明瞭であり、またこの種の事項に關して、安本長官を初めとして、殖田法務總裁もくれば、れも述べられておるのであります。要するに経済違反の検査を主目的としたものでない、ということをはきわめて明瞭であると思つてあります。この点に關してはいかがでありませうか。

○司波政府委員 もちろん御説のように、経済調査廳の目的は、でき得るならば國民の啓蒙指導その他の予防的な手段によりまして、流通秩序を害するような経済統制法令の違反行為を未然に防止するといふ点に重点を置いて運営される建前でありまして、また今日までその方針でやつて来ておるつもりであります。しかしながらこの統制法令の勵行遵守といふことは、口で言うべくしてなかなか困難なことでございまして、ことに業者の中にはいろ／＼の複雑な統制法令の抜穴をくつて、積極的にこれをもちつてこの統制秩序を乱そうといふような、悪質重大なものも相当あるのであります。これらに對しまして、ただお説教的な指導といふようなことでは、なかなか流通秩序の確立といふことは困難なのであります。この調査廳法第一條第三項の第四号に「経済法令に關する違反行為の調査に關する事項」といふことを掲げ、またその第四章に調査官の權限を

いたしました。強制調査に關する規定を設けました趣旨は、これらの悪質な者に對しましては、場合によつては強制權をも使ひまして、断固たる処置をとるといふことを含んでおるのであります。ただ國民にお説教だけをしてまゐれば、調査廳の任務はそれで済むのだといふ趣旨ではないのであります。

○花村委員 そうしますと、犯罪の予防防遏の方向に向つて指導して行くといふことが、要するに経済調査廳における本来の主たる使命であるといふことは、今の説明によりまして、またこの調査廳設置法案の提出当時における政府委員の説明によりまして明瞭でありまして、そういう事項に關しま

るべきではないかと思つてあります。○司波政府委員 経済統制を円滑に実施するといふ意味は、現在いろ／＼な法令によりまして、経済に對して統制を加えておられます。ところがそれらに對して國民の法規の勵行という面が必ずしもうまく行つていない。あるいはまた経済統制を担当する行政官廳においても、必ずしもこれを完全に実施して

いない。そのほかいろ／＼の原因のために、統制の秩序が乱れておるのであります。そういういゝゆる流通秩序が乱れておるのを正し、方向に持つて行くこと、國民經濟の調和ある復興をはかることを究極の目標にいたしましてやるといふ趣旨でありまして、経済調査廳法の第一條の各号に掲げるような方法をもちつて、この目的を達成しようといふのであります。

○花村委員 そうしますと、経済調査廳の主たる職務權限というものは、経済調査廳法が審議せられたときに、鈴木國務大臣並びに安本長官がたび／＼申しておることでありまして、要するにその一筋に、今度の案におきましては、そういう違反を防止するため予防的な方面に重要な意義がある云々といふことで、大体において経済の違反行為に關しては、防遏の方向に向つて進んで参りますことが、この経済調査廳を設置いたしました主要な目的とされておるのであります。従つて経済警察の復活であつてはならないといふことも、これきわめて明瞭であり、またこの種の事項に關して、安本長官を初めとして、殖田法務總裁もくれば、れも述べられておるのであります。要するに経済違反の検査を主目的としたものでない、ということをはきわめて明瞭であると思つてあります。この点に關してはいかがでありませうか。

○司波政府委員 もちろん御説のように、経済調査廳の目的は、でき得るならば國民の啓蒙指導その他の予防的な手段によりまして、流通秩序を害するような経済統制法令の違反行為を未然に防止するといふ点に重点を置いて運営される建前でありまして、また今日までその方針でやつて来ておるつもりであります。しかしながらこの統制法令の勵行遵守といふことは、口で言うべくしてなかなか困難なことでございまして、ことに業者の中にはいろ／＼の複雑な統制法令の抜穴をくつて、積極的にこれをもちつてこの統制秩序を乱そうといふような、悪質重大なものも相当あるのであります。これらに對しまして、ただお説教的な指導といふようなことでは、なかなか流通秩序の確立といふことは困難なのであります。この調査廳法第一條第三項の第四号に「経済法令に關する違反行為の調査に關する事項」といふことを掲げ、またその第四章に調査官の權限を

いたしました。強制調査に關する規定を設けました趣旨は、これらの悪質な者に對しましては、場合によつては強制權をも使ひまして、断固たる処置をとるといふことを含んでおるのであります。ただ國民にお説教だけをしてまゐれば、調査廳の任務はそれで済むのだといふ趣旨ではないのであります。

○花村委員 そうしますと、犯罪の予防防遏の方向に向つて指導して行くといふことが、要するに経済調査廳における本来の主たる使命であるといふことは、今の説明によりまして、またこの調査廳設置法案の提出当時における政府委員の説明によりまして明瞭でありまして、そういう事項に關しま

るべきではないかと思つてあります。○司波政府委員 経済統制を円滑に実施するといふ意味は、現在いろ／＼な法令によりまして、経済に對して統制を加えておられます。ところがそれらに對して國民の法規の勵行という面が必ずしもうまく行つていない。あるいはまた経済統制を担当する行政官廳においても、必ずしもこれを完全に実施して

発され告発されたもの、あるいは告発されそうなる、いわゆるすねにきずを持つ一部からは、われわれの活動に対するある種の悪声が放たれるという事は、これは当然のことでありまして、それらの一部の声をもつて調査願全体の活動を御批判なさるといふことは、若干当らない考え方であらうと考えます。

○花村委員 それでは今まで調査願ができてから、調査にとりかかつた件数は何件で、それを告発した件数は何件であるか、お示し願いたい。

○山口(總)政府委員 お答え申し上げます。何しろ出先機関が地方廳の末端まである關係で、調査統計がごく最近のものがないで、この点は申訳ないのでございますが、たまたま昨年の八月開議以來今年二月までの分につきましては、全國的のものを集めた統計数字がございますから、これについて御説明申し上げます。これについて全般を御判断願いたいと思つてございませぬ。

先ほどから申しておりますやうな意味合いで、國民を対象といたしまして、調査に着手しました件数は、全國で一万四千六百十六件でございます。このうち告発するに至つた件数は一千百五十三件、すなわち一割にも足りない数になつておるのでございませぬ。

○花村委員 ただいま調査と言われたのはどういふことですか。いわゆる経済調査願法の第一條の四号の経済法令に關する違反行為の調査という、この意味の調査であらうと思つて、この調査といふのはどういふ意味を持つておりますか。

○司波政府委員 調査願の活動といつたしましては、調査願法第一條には項目

別に職務権限を明らかにしてあります。が、實際の運営といたしましては一定の計画を立てまして、いわゆる違反、摘発のための摘発をねらうという意味ではなくて、はたして法の命ずる通り、経済政策の命ずる線に沿つて経済の實體が動いておるかどうかといふことを、生産から消費に至るまで総合的に調査するといふやうな方法でやつておるのでございませぬ。その間に発見された軽微な違反につきましては、注意を與えるなり、あるいは警告を発するなりにとどめ、その間相当組織的な大きな違反、あるいは小さくても非常に悪質なものを見つけた場合には告発するという建前をとつておるのでございませぬ。ただいま申し上げました数字に出てる調査という意味は、そういう計画的、総合的な調査でありまして、告発した件数は、その間発見されたところの悪質なる違反行為になつております。

○花村委員 経済調査願法でよく使つておりますが、調査という文字の意味がはつきりしないのです。私が調査願法案を審議する場合には、この質問はしつこくやつたのであります。やつたのだが、なか／＼要領を得なかつたのであります。速記録にはこう書いてあるのです。

○田中(三)政府委員 経済法令の違反行為の個々の調査を申し上げます。

○花村委員 個々の調査はわかつてゐるが、その調査の内容を聞いてゐるんじやありませんか。どういふ行為であるか、具体的に何の行為、何の行為と並べて言うてくれ。

これが私の質問であつたのであります。これがこれに対して、

○田中(三)政府委員 個々の事件につきまして違反行為がございませぬれば、必要な調べをいたしたいのであります。あるいは臨検捜査あるいは差押えの手続をこの規定に従つていたす次第でございませぬ。

○司波政府委員 第四号の違反行為の調査は、第四章に掲げる法によるところの強制調査のみならず、任意の調査をも含んでおります。先ほど私の申し上げました計画的な、いわゆる生産から消費に至るまでの調査といふことは、当初の目標は違反行為を見つけることが終局的目的でなく、それ／＼の企業を流通秩序を確立するやうな方向に動かして行くがために、いわゆるわれわれの言葉で査察と呼んでおりますが、査察して行く。そして査察する間に軽微な違反なり、あるいは法令の不知といふやうな事項があらはれますならば、よく業者に懇切に注意してやる。しかしながらその間に悪質な違反行為があるならば、これを告発するといふ手順になるのであります。経済調査願の機構が三本柱になつておりまして、そのうちの査察部という系統に属する係官においていわゆる総合的な査察をやる。その総合的な査察の一部に第四号の違反行為の調査という事項がある。そしてこの違反行為の調査は任意の調査と強制調査を含む、かように

御了承願いたいのであります。

○花村委員 よくわかりました。そのうしますと、今言われた任意の調査といふのは、いかなる性質のものでしやうか。

○司波政府委員 これは刑事訴訟法に基くいわゆる犯罪捜査と大体似た行為なのであります。強制調査はあるいは臨検、差押え、あるいは逮捕するといふやうな強制力をもつて調べるといふ行為であります。任意の調査とは、相手方の承諾を得た、つまり強制力によらざる調査といふことであります。

○花村委員 そうするとただいま申された一万四千六百十六の調査は、任意調査と強制調査を含んだ件数であるか、承諾してよろしゅうございませぬか。

○司波政府委員 さようでございませぬ。ただそのうちの強制調査は、具体的な統計をとつておりませんが、おそろしく告発した件数の大部分は任意調査の結果告発してあるのであります。強制調査を用いたのは非常に少数であることを申し上げておきます。

○花村委員 そうすると、任意の調査という、相手方の同意を得た調査なんでしょうが、調査をやるときに、相手方の同意を得てほんとうにやつておられますか。同意がなくても、経済査察官が強制的に行つて、向うでせらおらうが、好むと好まざるにかかわらず、強制的に刑事訴訟法の規定によらずして査察をやつていけませんか。これはおなは口じやうまいことを言うけれど、實際においては、その一万数百件の調査といふものは、好むと好まざるにかかわらず、承諾するといふなどにかかわらず、査察官が行つて、みなやつ

ておるのじやありませんか。われわれの知り得た範囲においてもみなやつておりますよ。どうもその査察官がうるさく何回も来て査察をされるので、生産に大なる障害を來して困るといふことまで言うて、われわれのところへ頼みに来る者がある。そういうことをみなやつておるじやありませんか。これは任意といへばなるほど口の上では任意と言ふのだが、實際には任意にやつてもらいたくはやくやられる者はありませんよ。しかしこれを好むと好まざるにかかわらずやるのは、まあいいであります。しかしながらそういう調査をやつておられますけれども、非常に調査の割合に告発件数といふものが少い。少いといふことは、要するにすべてが任意調査だといへば、それはまた別でありますけれども、おそろしく任意調査といふものは、實際刑事訴訟法によらざる強制調査なんだ。でありますから、そういうむりをやるからこゝういふ摘発すべき件数が出て來ないといふことを実績の上で示しているのだ。あなたは任意調査といふやうなうまいことを言うて逃げられるけれども、實際はそうではないのだ。任意調査に名をかき、強制的な調査を實際やつておるからして、従つて告発の件数が少いのである。そこに要するに査察官のむりがあることを私は言ひ得ると思つて。査察官が調査などしなくてもよろしいところをやつておる、要するに査察官の調査といふものは、捜査、臨検にひとしいものです。この違反を予防する意味において指導するとか、指導するとかいふ建前ならいい。そうじやない。この調査は要するに任意に名をかき、た不当な強制調査をやつてお

九

る。でありますから検挙件数というものは、少しもあがつていないじやありませんか。そういう点をあなたは認めねになりませんか。ならぬとすれば、下部における役人の仕事というものをあなたは御承知がないのだ。そういうことじや、ほんとうにわが國の乏しい財政のうちで新しくつくつたこの警察廳というものが意味をなさぬ。そういう点はいかがですか。

○司波政府委員 率直に申し上げまして、現在のような國情、特に現在のよるな経済情勢のもとで、いろんな業者の立場から申し上げますと、おそろしく大なり小なりの違反行為をやつていない業者は、ほんとうにまれであろうと思われる。そういう意味におきまして、業者から進んでせひひとつ調査をやつていただきたいという氣持のないということは、そういう意味で、任意調査の名目であつても、強制調査じやないかという、ただいまの花村委員の御説は一應ごもつともだと思ひます。しかしながらこの流通秩序の確立というものは、ある意味では結局公共の福祉のための一つの國の行為なのであります。その線に沿うて違反行為を防止する。そうしてやみを減減して、流通秩序を確立するために國の機關がある計画を立てて業者その他を調査する。そうしてひとつそういう趣旨だから協力を願いたいという場合には、言葉として適當でありませんが、本能的な業者の心理といたしましては、おそろしくいやだろと思ひます。しかしながらやはり吏員は國家の一員でありまして、そういう國の機關の合理的な希望なり、協力を求めることに對しましては、何らか特別の正当の理由のない

限りは、大体協力して来る。そしてその協力を得てやるわれわれの行為を、任意調査と申してさしつかえないのじやないか。そうしてもし何らかの事情で正当な理由がない。こちらは何かの違反行為の端緒を握つておるといふような場合に、調査をもし拒むといふしすならば、最後の手段といたしまして、この四章に規定されておるところの強制調査の方法に訴えるよりほかないのであります。經濟警察廳といつたしましては、できるだけさような命令状を持つて行くような強制調査といふものは避けて、なるべく相手方を説得いたしまして、その協力を求めて調査をするというやり方でやつてゐるわけでありまして、さような場合に個々の本能的な心理においてはいやだ、それにもかかわらずこれをやる、そうしてあつていやなものをやられたといつて、國の行為を強制調査だと思ひます。なるならば、あるいはそういう見方もあり得ると思ひますが、私どもの立場におきましては、さような場合にはよく相手方の了解を得て、協力していただきたいと思ひます。

な。ただいま御質疑の後段にありました一万何千件の任意調査をやつて、千何千件の告発しかしてないといふのは、事実上の強制調査をしておるからじやないかという御質問の趣旨がよく了解しかねるのであります。むしろわれわれの考え方からいたしますならば、今言つたようなことで、たまたま業者の法規の不知に基くとか、またわれわれの発見する場合はこういう場合が多いへん多いのであります。が、商工省なら商工省のやり方が非常に悪い。たとえば主資材と副資材の割

合が非常にアンバランスになつておる。そのために副資材についてはどうしてもやみ買ひをしなければ生産といふものが成立つて行かぬ。商工省においても割当によつてはそういう足りな副資材をやみ買ひしていることは大體認認しておるといふような形になる場合に、その副資材をやみ買ひしたような行為については相當の考慮を加えておると思ひます。そういうようなことによつて告発件数が非常に少なくなつておるので、ただいまは單なる一例にすぎませんが、十分に經濟施策なり、現在わが國の置かれておる經濟情勢全般をよく勘案いたしまして、判断を加えてやつております。

○花村委員 それはなんとおつしやつても、これは任意調査に名をかりて強制調査をやつておることは、間違ひがないのであります。現に私の知つておる人も、十何人が半月も行つてこの調査をいたしておる。十何人が半月も來て調査をされては、事務の方の人も帳簿を引揚げられたり、呼びつけられて毎日のように大勢尋問をされ、そしてまた工場の方へ案内したり、倉庫に入つておる品物について一々調べられたり、それがために非常に生産の止に大きな障害を來すので、せひひとつ調べるならば早く調べて、そして済ましてもらいたいといふことで、現に私が頼まれて東京の調査應に行つて頼んだ。それでもまだやまない。これでやはり任意調査であるとして、調査される人の自由意思に基いてやるんだといふことがはたして言ひ得ましようか。これは一つの生きた私の体験した例にすぎないのであります。ところがそういう場合をあらでもこちらでも

幾つも聞くのです。調査應から來て調べるのに、歡迎して、どうぞ調べてくださいといふようなことを言つて、喜び迎える者はおそらくあるまいと思ふ。そういうことが要するに經濟調査の行き過ぎであり、そういう行き過ぎを必ず將來において醸成するであろうことをわれわれはこの法案をきめる場合において心配したのであります。その始まりは經濟警察廳といふ名前であつたのであります。そういう名前前はふさわしくない。經濟警察の復活のようなことを經濟調査應がやるようなことに相なつては、これはまことに遺憾である。經濟違反などは、これは經濟警察へまかせればいいんだ。でありますから違反行為のないように予防をするという意味で、また統制物資をその統制された線に流して行くといふことによつて、この犯罪を少からしむるといふ大きな意味をもつて、この經濟調査應なるものを設けることにして法案が出、しかもそういう説明をあらゆる場合にしておる。われわれもほかの委員も、そういう經濟調査應といふものができると、必ずいゆる違反行為の摘発は没頭する。いゆる經濟警察を復活するようなおそれが多分にあるから、そういうことのないようにあるから、すべての委員がその一点に集中して、もつて警告を發したことはあなたも御承知であると思ふ。しかもなかかわらず、やはりわれわれが予期した通りに、經濟違反のないように指導し、そして予防して行くといふようなことはほうつておいて、むしろこの經濟違反の摘発に興味を持つて、この点のみに集中してやつてお

る。しかも第一條にはいろいろ官廳に關しする經濟施策に關する監督等の規定が設けられておるのであります。が、ほとんど官廳などに対してはやつておらぬじやありませんか。むしろ官廳方面に對する総合した計画の上に立つて、經濟施策がうまく行われておるかどうかがいふことを警察することが望ましい。むしろ一般國民よりも、官廳の經濟施策に對してその運行よろしきを得るために、この經濟廳において警察をして行くといふことを望ましいことであるのであります。が、官廳方面のことはいろく規定があるけれども、ほとんどはつたらかしておいて、そして一般民間の經濟違反摘発にのみ専念をいたしておるといふことは、まことに遺憾に思ふのであります。が、あるいはそういうことではないと言つて否認をせられるかもしれませんが、たとえば「行政機關の行う經濟法令に關する經濟施策の実施に對する監督」は一体どういふことをやつたのか。そして經濟法令に關する違反行為に對して、警察その他行機關の行う予防及び捜査に對する事前報告、事後報告であるとかいふようなことはいついかなる方法でやつたのか、あるいは經濟法令の規定の趣旨についての警察官及び警察吏員の啓蒙に關する事項」などおさら「經濟法令に關する違反行為に對して、警察その他の行政機關の行う予防及び捜査の状況並びにその改善に對しての一般的情報収集」こういうことをどの程度にやつておるか、お示しを願ひたいと思ひます。

○司波政府委員 ただいまの花村委員の前半の御質疑によつて、大体どういふ事件でこういう御質疑になつたかと

ということが了解できたのでございますが、具体的に名前を申されませんでした。が、おそらく津田繊維の關係の事件のことだろうと私は了解したのであります。この事件はこの津田繊維がやみをやつておるから、こいつをひとつねらい打ちにして、何とかあげてやろうという趣旨で摘発した事件ではないのであります。御承知のように纖維産業というものは輸出産業の花形であり、しかも原料である原綿は全部海外からの輸入に仰いでおるといふような趣旨で、その輸入綿がいかに國內に使われておるか。はたしてそのメーカーなり販賣業者の段階において、相当やみに流してはいないか。むしろわれわれの集めた情報によれば、相当量の綿糸あるいは綿布がやみに流れておるといふことを入手していたのであります。この纖維における流通秩序を確立するということは、將來における原綿輸入の關係の対信用上も重大な問題であるといふふうに考えまして、経済調査廳といたしましては、いわゆる査察の重要なテーマとしてこれを取上げて、三月一日から最初は二箇月の予定で全國の纖維關係のメーカー、販賣業者につきまして全面的に総合的に、計画的調査をするという綿密な計画を立てまして、調査を開始したのであります。そうしてただいま申し上げました津田繊維の事件もこの間に発見された、どちらかといへば悪質な違反なのであります。本件につきましては、最初は任意調査で着手いたしました。別に違反を摘発するという目的でなしに、この津田繊維というものは漁網のメーカーであります。割当綿糸によつて切符に指示された通りの漁網

をつくつておるかどうか、この実体を把握するという趣旨から調査しておりましたところが、その漁網用の綿糸をメリヤス製造業者あるいはその他メーカー等に相当量やみ流してあるという事実が出て参りましたので、中途から強制調査に移り、さらに檢察廳に告発いたしました。現在においては檢察廳の捜査のもとにあるケースなのであります。そういう意味で、事件の全貌については檢察廳の關係もありません。本席で説明することをばばかるのであります。ごく概数を申し上げても、現在まで判明しているところの横流し綿糸の額は一億円以上に達しておる。さらに今後取調べることによつて、もつと多くのやみ流しの事実が出さうな事件なのでございます。それは全國にわたる纖維——纖維と申しましても非常に種類が多いのでございませぬが、このメーカーあるいは販賣業者全般にわたつて調べたその一つにすぎないのであります。それをもつて経済調査廳の行き方が警察的だ、摘発のみを目的とした活動というふうな結論をお出しになることは、やや早計の感があるのでございます。それから調査廳が行政監督その他全然やつてないやないかという御質疑でございますが、これははなはだ認識不足であります。私も私どもの行為を全部書いてくれませんので、あるいはお目に触れないやないかということもつて、ただちにかような断定をされるということにははなはだ迷惑なのであります。もし何か具体的に調べた結果、何もやつていないということならば、はなはだけつこうでございますが、別に私の方で

行政監督をやつておるかどうかという事実につきまして、花村委員から御紹介のあつた事実もないのであります。これにつきましては、不幸にしてきよう監督關係の主任部長がこの席に來ておられませんので、なでましたら別の日詳細に監督部長から説明したいと存じます。特にこの調査廳発足後における監督部の活動というものは、最も活発でありまして、商工、農林その他の行政廳のあらゆる題目にわたりますして監督を遂げまして、そしてこれらの不備欠陥を指摘し、改善方策につきましてもいろいろ実現を見た部分も非常に多いのであります。そのほかおあげになつた事項についてもそれとやつておるのであります。ここで説明することは非常に長くなるので、いざし御要求がございませぬば資料として提出したいと考へます。

○花村委員 それでは資料として御提出を願ふことにいたしました。ちやうど今漁網に関する問題が出たからさらにお尋ねしたいと思つたのであります。昭和二十四年五月十日の新聞に、横流し一千万ポンド、漁網用綿糸のやみ摘発、経済調査廳乗り出すという見出しで、新聞記事が出ておるのであります。これをみますと、かなりこまかく書いてあると思つたのであります。これはおそらく経済調査廳か、しからずんば検事局以外に、かくのごとき事実を知る由もないことはきわめて明瞭であります。従つてこの新聞記事が調査廳か檢察廳から出たということに相なるのでありますけれども、こゝに相なるのであります。これはただ単に簡単に見逃すわけには参らないのであります。GHQ方面に対しまして、漁網一千万ポンドを横流ししておるといふようなことは、これは経済九原則実施の上から言つても、あるいはまた統制経済実施の上から言つても、きわめて重大な問題であり、私もいささか関心を持つておりましたので、この点を檢察廳へ行つて聞きまして、この点を檢察廳も驚いておつた。まことに困つた記事だ、こゝろの記事はわれわれも檢察廳で全然あつかり知らざることであつて、新聞記者等に対しては発表しておられないのであるから、従つてこれは調査廳でこの資料を提供したものに違ひない。こゝろ申しておつた。でありますから、われわれもそう思うが、こゝろ材料を世間へ発表したかどうか、それを尋ねておきます。

○司波政府委員 この新聞記事の点につきましては、私承知しております。発表したことにつきましては、調査の段階ではあり、やや安当を欠く感があると思つたので、私自身ではありませぬが、主務部長におきまして調査いたしましたところが、新聞記者の探訪によつて、記録がありましたものに尾ひれをつけて書いたという事実なのであります。内容につきましてははかなり当つておる点もあり、違つておる点もございませぬ。そのような点につきましては、調査廳が公式に発表したものでないのではありません。新聞記者が探訪してつた記事だといふように御了承を願ひたいと思つた。

○花村委員 これは調査廳として公式に発表したものではないのであります。私も公に発表したものであると申したのであります。しかし、少くともこゝろの資料を出したことだけは間違ひないのであります。こゝろのことを言

いたがためにその筋の方へも刺激を與えるところじやない、ただちに向うの方で商工省の綿糸課の奥山事務官を呼んで、そして向うの方からすぐお小言が出ておる。そればかりではなく、こゝろの記事が出たがために、この事件に關係を持つておつた者が逃亡したという事実もある。捜査の面に、檢察廳行使の面に、まことに重大なる悪影響を及ぼしておるといふようなことが事実として現われて來ておるのであります。まことに私は不謹慎きわまるものであらうと思つたのであります。おそろこゝろの発表は上層部では知らぬと思つたが、しかしあなたはこのやういふ記事をおの捜査半ばに出すことが安当であるとお考へになるかどうか、それをお尋ねいたします。

○司波政府委員 その筋との關係でございませぬが、かような重大犯につきましては、その筋へは全部公式に報告することになつておるのであります。いざしおそれ早かれかやうな事実はその筋にわかる事実でありまして、その辺の悪影響といふことは五十歩百歩の問題ではなからうかと考へられます。ただ調査の過程におきまして、かような事実をたゞ探訪記事といたしまして、新聞記者に漏らしたといふことは、安当を欠く処置ではないかと私は考へております。

○花村委員 もしもこゝろのやうな事実を出したならば、こゝろの資料を一体何人が出したのか、その点を十分御調査をなすつて、今後かくのごときことを再び繰返さないようにしなされるべき御処置を願ふべきが至当と思つたが、その点いかがですか。

○司波政府委員 その点につきましては

はずでに中央調査廳といたしましては、地方調査廳に嚴重に警告を發し、かようなことのないようにと、う措置はすでにとつております。

○花村委員 そこでお尋ねしたいのは、この新聞の記事によりますると、漁網用綿糸というのが、全配給量の約六割強が横流れをしておる。すなわちこの一千万ポンドというのは大体全配給量の三割強に當るといふことは相なつておるようでありませぬが、もしこの記事のごとき事実がありとすれば、この記事こそまさに経済調査廳の怠慢そのものを私は暴露したものであると申し上げてよからうと思ひます。こういうことのないように、何ゆゑ今日まで犯罪予防に關するそれぞの措置を行つて來なかつたか、経済調査本來の使命でありますところの統制違反を予防するという面に向つて、強力にその施策を進めて行かないがために、遂にこういう横流しの問題があらゆるところに起つて、しかも配給量の三割というような莫大な横流しをしておるといふような結果を來した。違反として摘発して初めてこれがわかるようなことであるから、この経済調査

廳がその本然の使命を果しておらない、こゝろは申し上げたい。先ほどのやうなくだらぬ任意的な強制調査というものをやつて、そうしてお役目的にやつて、こゝろ中途半端なことをやるからいけない。経済違反があつたならあつたで、その専門家の経済警察に渡してやればよい。そうしてその筋の専門家にまかして、そうして摘発なり何なりやればよい。こゝろ強制力を持つた、そして刑事訴訟法の強い権限を持つた捜査検査、あるいは差押

え等をやらすして、指導をするでもなく、摘発をするでもないというやうな中途半端の違反行為の摘発に向うやうなことをやつておるから、こゝろ問題が起きて來る。でありますから、先ほどの調査の件数は多いが摘発が少いといふのはそこにある。調査方法が悪い。考へ方が悪い。第一経済調査廳でやらないうやうなことをやつておるから、こゝろ結果が起きて來る。でありますから犯罪予防に對する面に対して強

く推進して、そしてこの違反行為といふものをなるべくなくして、統制物資を軌道にまづぐに乗せて行くといふ方向に多大の努力を拂わなければならない、こゝろ全配給量の三割といふやうな大きな横流れが出ておるのじやありませんか。こゝろこゝろに對しまして、調査廳の方においては何らの責任を感じませぬが、これは当然であるとおあなたは考へておられますか、いかがですか。

○司波政府委員 御承知のように、現在経済統制の對象となつておる物資、あるいは業種といふものは非常に複雑多岐にわたつておりました、もし経済調査廳が数万名の人員を擁しておりましたらば、発足早々にあらゆる業種にわたつて、調査廳の精神に沿つたやうな予防を主とした調査をやり、そうしてその段階において悪質なものがあれば摘発し、また行政改善を加へて行くといふ措置をおそらくとり得た

ら、いゆる國有綿制度が民間業者に輸入原綿を拂ひ下げるといふことに制度が切りかわりましたのを機会に、この調査をやつたのであります。これからいふ、單に津田織維事件といふ摘発の資料だけではない、全國的に集めた相當総合的な立場からすると、この調査から得た資料によりまして、あるいは行政改善、あるいは民間業者に對する指導に手を打ちたいといふふうを考へておるのでございまして、こゝろ今までの問題を取上げなかつたことに對するおしかりは、能力に制限のある調査廳として、花村委員にひとつ御返上申し上げたいと思ひます。

た方役人がつくつたのではありませんか。ただ経済調査官が五千名に相なつておつたのを、三千五百名に削られたのでありますけれども、しかしそれは削られたがために、おのずから経済調査廳の職務権限といふものが縮小されて來ておる。前には調査官の権限は、司法警察官とほとんど同一の権限を與えるやうな原案であつた。でありますから、この三千五百名に五千名から少くしたといふことも、要するに経済調査廳の権限を縮小したためなのであります。でありますから、従つてこの経済調査廳のやるべき仕事以外の仕事をやるうとするからいけない。それだから何人調査官があつても、手が足らぬといふことになる。自分の官廳に與えられた職場をはつきりと守つて行くといふことでありますならば、決して私には足りないことはない、不可能なことはないと思ふ。もし今日のこの経済調査廳の機構をもつてしては不可能であるとするならば、あなた方自身が初めになせ、こゝろ不可能な経済調査廳をつつたのであります。この犯罪の予防という方面に對して、あるいは経済の統制を円滑に運用せしめるという方面にひたすら力を入れて、そして違反行為の摘発などといふことは、これは経済警察官にまかせておけば、今の機構で十分足りるのだ。それを本然の経済調査廳の職務権限といふものを放棄しておいて、むしろ警察官的な、もちろん警察におられた人が調査官になつておるから、取締り強化の方面にむみやたらに進みだがるのも、これもむりもなからうとは思ひますけれども、こゝろこゝろやらないといふこと、さしみのつまにもひといふ

うな仕事に向つて全力を集中して行くからできない。であるから、こゝろ横流しの問題が起きて來るのです。それが取締つて、驚くやうなことになる。が出て來て、驚くやうなことになる。それはあなた方みずからが蓋穴を掘ると同じことなんです。こゝろこゝろあなた方お考へになりませぬか。手が足りないから、こゝろこゝろ横流し事件が出て來るといふやうなことであるならば、あなた方のような経済調査廳はおやめになるがよい、廃止するがよい。この國家財政のまことに窮乏の折柄であり、しかも出先官廳を整理しなければならぬといふ場合において、どんな配給の三割もが横流れをする。これは糸だけの例であります、おそらくほかの品種におきましても、やはりこゝろいふ事象が起きておるといふて決して間違いないと私は思ふ。こゝろこゝろはあなた方の職務権限をはき違えておるからなんです。そうあなた方はお思ひになりませぬか。機構が小さいとか、予算が少いとか、人員が少いからできぬなどといふことは、これは兒戯にひとしい言葉で、われわれの國會においては、少くとも答弁すべき言葉ではないと私は信ずる。

○司波政府委員 繰返しても同じこと、結局見解の相違だと思ひますが、ただ一点、調査廳の定員が五千名であつたのが三千五百名に國會で削られた。それは調査官の権限を縮小したからだといふお説でございしますが、これは花村委員も当時の委員に御關係があり、私自身も政府委員としてこのことについて御説明申し上げたのであります。こゝろこゝろの調査官の権限の第四章につきましましては、私の考へでは字句の一

た方役人がつくつたのではありませんか。ただ経済調査官が五千名に相なつておつたのを、三千五百名に削られたのでありますけれども、しかしそれは削られたがために、おのずから経済調査廳の職務権限といふものが縮小されて來ておる。前には調査官の権限は、司法警察官とほとんど同一の権限を與えるやうな原案であつた。でありますから、この三千五百名に五千名から少くしたといふことも、要するに経済調査廳の権限を縮小したためなのであります。でありますから、従つてこの経済調査廳のやるべき仕事以外の仕事をやるうとするからいけない。それだから何人調査官があつても、手が足らぬといふことになる。自分の官廳に與えられた職場をはつきりと守つて行くといふことでありますならば、決して私には足りないことはない、不可能なことはないと思ふ。もし今日のこの経済調査廳の機構をもつてしては不可能であるとするならば、あなた方自身が初めになせ、こゝろ不可能な経済調査廳をつつたのであります。この犯罪の予防という方面に對して、あるいは経済の統制を円滑に運用せしめるという方面にひたすら力を入れて、そして違反行為の摘発などといふことは、これは経済警察官にまかせておけば、今の機構で十分足りるのだ。それを本然の経済調査廳の職務権限といふものを放棄しておいて、むしろ警察官的な、もちろん警察におられた人が調査官になつておるから、取締り強化の方面にむみやたらに進みだがるのも、これもむりもなからうとは思ひますけれども、こゝろこゝろやらないといふこと、さしみのつまにもひといふ

た方役人がつくつたのではありませんか。ただ経済調査官が五千名に相なつておつたのを、三千五百名に削られたのでありますけれども、しかしそれは削られたがために、おのずから経済調査廳の職務権限といふものが縮小されて來ておる。前には調査官の権限は、司法警察官とほとんど同一の権限を與えるやうな原案であつた。でありますから、この三千五百名に五千名から少くしたといふことも、要するに経済調査廳の権限を縮小したためなのであります。でありますから、従つてこの経済調査廳のやるべき仕事以外の仕事をやるうとするからいけない。それだから何人調査官があつても、手が足らぬといふことになる。自分の官廳に與えられた職場をはつきりと守つて行くといふことでありますならば、決して私には足りないことはない、不可能なことはないと思ふ。もし今日のこの経済調査廳の機構をもつてしては不可能であるとするならば、あなた方自身が初めになせ、こゝろ不可能な経済調査廳をつつたのであります。この犯罪の予防という方面に對して、あるいは経済の統制を円滑に運用せしめるという方面にひたすら力を入れて、そして違反行為の摘発などといふことは、これは経済警察官にまかせておけば、今の機構で十分足りるのだ。それを本然の経済調査廳の職務権限といふものを放棄しておいて、むしろ警察官的な、もちろん警察におられた人が調査官になつておるから、取締り強化の方面にむみやたらに進みだがるのも、これもむりもなからうとは思ひますけれども、こゝろこゝろやらないといふこと、さしみのつまにもひといふ

た方役人がつくつたのではありませんか。ただ経済調査官が五千名に相なつておつたのを、三千五百名に削られたのでありますけれども、しかしそれは削られたがために、おのずから経済調査廳の職務権限といふものが縮小されて來ておる。前には調査官の権限は、司法警察官とほとんど同一の権限を與えるやうな原案であつた。でありますから、この三千五百名に五千名から少くしたといふことも、要するに経済調査廳の権限を縮小したためなのであります。でありますから、従つてこの経済調査廳のやるべき仕事以外の仕事をやるうとするからいけない。それだから何人調査官があつても、手が足らぬといふことになる。自分の官廳に與えられた職場をはつきりと守つて行くといふことでありますならば、決して私には足りないことはない、不可能なことはないと思ふ。もし今日のこの経済調査廳の機構をもつてしては不可能であるとするならば、あなた方自身が初めになせ、こゝろ不可能な経済調査廳をつつたのであります。この犯罪の予防という方面に對して、あるいは経済の統制を円滑に運用せしめるという方面にひたすら力を入れて、そして違反行為の摘発などといふことは、これは経済警察官にまかせておけば、今の機構で十分足りるのだ。それを本然の経済調査廳の職務権限といふものを放棄しておいて、むしろ警察官的な、もちろん警察におられた人が調査官になつておるから、取締り強化の方面にむみやたらに進みだがるのも、これもむりもなからうとは思ひますけれども、こゝろこゝろやらないといふこと、さしみのつまにもひといふ

た方役人がつくつたのではありませんか。ただ経済調査官が五千名に相なつておつたのを、三千五百名に削られたのでありますけれども、しかしそれは削られたがために、おのずから経済調査廳の職務権限といふものが縮小されて來ておる。前には調査官の権限は、司法警察官とほとんど同一の権限を與えるやうな原案であつた。でありますから、この三千五百名に五千名から少くしたといふことも、要するに経済調査廳の権限を縮小したためなのであります。でありますから、従つてこの経済調査廳のやるべき仕事以外の仕事をやるうとするからいけない。それだから何人調査官があつても、手が足らぬといふことになる。自分の官廳に與えられた職場をはつきりと守つて行くといふことでありますならば、決して私には足りないことはない、不可能なことはないと思ふ。もし今日のこの経済調査廳の機構をもつてしては不可能であるとするならば、あなた方自身が初めになせ、こゝろ不可能な経済調査廳をつつたのであります。この犯罪の予防という方面に對して、あるいは経済の統制を円滑に運用せしめるという方面にひたすら力を入れて、そして違反行為の摘発などといふことは、これは経済警察官にまかせておけば、今の機構で十分足りるのだ。それを本然の経済調査廳の職務権限といふものを放棄しておいて、むしろ警察官的な、もちろん警察におられた人が調査官になつておるから、取締り強化の方面にむみやたらに進みだがるのも、これもむりもなからうとは思ひますけれども、こゝろこゝろやらないといふこと、さしみのつまにもひといふ

部を修正はしましたが、実質的な変更は全然ないという確信を持つてゐるのでありまして、どういふ点において権限の縮小があつたか、そのために千五百名だけ不用になつたか、その間の因果關係が、もし花村委員から具体的に御教示願えれば幸甚だと思つてゐます。またそれ以外の調査廳の行き方に対する批判につきましては、一應御批判として承つておきますが、私の信念におきましては、もちろんわれわれの足らざる点もあつても、また努力の足りない点もあるかもしれませんが、全國の調査官極力一生懸命やつてゐるのであります。もし國民の總意においてかような調査廳というものは無用の長物だといふ御意見でありますれば、われわれがどう考えましても、これはやむを得ないことでありまして、國會に閉止法案を提出いたされまして、廃止していただくよりはかはないと存じます。

○花村委員 私はこの經濟調査廳設置の際に、これは無用の長物だと言つて反対したのでありますが、しかししばらくその実績を静かに見ておつたのでありますけれども、今日から振り返つて考へて見れば、われわれの言つたことがやはり的中している。権限を削つたものじやないとおなたは言われるのですが、今材料がありませんけれども、多分調査官にいたしましても、査察官という名義を用いて、しかも刑法の二百二十四條ですか、司法警察官と同様の権限を與えられて、經濟違反の検査をもつばらやるといふやうな建前を、しかもその名前も經濟警察廳と呼はれておつた。それを、そういう經濟警察を復活するがとき、司法警察官

的な権限を持たせることはいかぬ、しかもこの經濟調査廳の権限において、は、ちよつと今日の警察廳と同様な經濟警察という名前でしたか、名前ははつきり記憶がありませんが、警察廳のよきな小さいものが全國へばらまかれる計画であつたんじゃないでしょうか。それはあなたも御承知でしょう。そんなものは私が説明しないでも、法案をごらんになればよくおわかりになることであらうと思つておられます。その権限の内容における性格がかわつて来たから、三千五百名でいいということになつた。三千五百名でありまして、これを有意義に使用し、そして眞に業者の中に解け込んで、民主的に、官吏風を吹かせなうで、經濟違反のないやうにうまく指導して行きますれば、相当の効果をあげ得るのです。そういう予防的な措置を講じておられないから漁網用の縮糸にいてすらも、三割も横流れがされていゝ。これをあらゆる統制物資について考へて見たらどうでしょうか。すこぶる多いものである。こういうことは要するに犯罪予防の面を必要とするといふことを經濟調査廳設置法案のときに何度も繰返しておる經濟違反の検査じやないといふことを栗栖安本長官も、委員も繰返して言うておられる。ここに私からはちやんとするしをつけて持つておるから読み上げてほしいのだが、時間がかかるから申し上げませんが、何度も繰返しておる。そうしてそこへ向つて全委員が万全の考慮を拂つてゐる。經濟警察の復活に相なつてはならぬ、違反行為に集中することがあつてはならぬ、違反行為に没頭することがあつて

はならぬ、犯罪予防の面に働いて、その働き中違反の出た場合においてはなるべく警察官にやらして、經濟調査官というものは、犯罪には手を触れぬやうにするということまで強調しておいた。そういう意味のことを政府委員が説明しておるのであります。でありますから、これはただ机上の議論を言うのじやない。そういうことがどういふことに現われて来るのである。こういう大きな違反を起すやうなことになる。一むろん起した人も悪い。起した人が悪いから刑法上の責任を負うのであります。が、こうなされたことでは、予防の面にそのよろしきをを得なかつたからで、監督官の方でも大きな責任を負わなければならぬのではないかと思つておられます。が、こういう点について經濟調査廳の機構が小さくて、統制物資が多いから手が間に合はぬなどという答弁をなさるのならば、もう經濟調査廳からお引きになるのがよろうと思つておられる。そういう觀念を持つた人では國家の統制などは思ひもよらぬことと、百年河清を待つにひとしいものであります。そういうことであつては困る。またそういうことであつてはならぬ。しかしながら私は今日あなたの方に対して、熱意がないとは申しませんが、もちろん官吏として相当に努力はしておられることも認めるけれども、その努力が軌道に乗つて、その興えられた本然の仕事に対して精根を傾けるのでなければ意味をなさぬことになる。

のであります。が、こういう点については十分に御考慮願いたいと思つておる。次に與えられた資料の中で保管請書徴取調べというのがあります。保管請書徴取といふことを行つておることを私も現に知つておる。これは現に先ほど司波さんが言われた津田織維でも、昭和倉庫株式会社に百九十柄、岩友倉庫株式会社に百二十七柄、最近に配給された縮糸が入つておるのであります。ところがその縮糸に対して保管請書なるものをとつて、この縮糸はわれわれの許可あるまでは手を触れることのできなれば、処分することもできない。なければ、搬出することもできない。いふので、ほとんど差押えたと同様な状態に置いてある。今日実は津田織維でも、その糸が出て来ないがため、四百の職工が手をこまぬいて工場を休まなければならぬことになつておる。でありますから私は安本長官の青木君に対して、どうも不合理なことじやないか、配給や消費の円滑をはかるやうな目的をもつて經濟調査廳ができておるのに、生産を阻害するやうなことをやつておるのだから、こんなばかげた官廳はないじやないかと言つて抗議を申し込んで、きようは出て来てもらうやうに言つておいたのだ。が、出て来ない。個人的な話でははつきりしないから、公の場所において明快なる答弁を求めたい。意味において安本長官の出席を求めたのであります。が、出て来ない。法務委員會を侮辱する意味はありますまいか、こつちは侮辱されるやうな氣持もして、これはけしからぬと思つておられますが、とにかくここに保管請書といふものがある。これは一体どういふ性質のもので、い

なる法律によつてどういふものをおとりになつておるか、それをまず第一にお尋ねします。

○司波政府委員 これは弁護士をやつておられる花村委員としては、刑法上のいゆる押収といふこと、のほかに、法律に基づいて物を証拠品として押えた場合、本人の承諾を得てやる。領置処分といふことを御存じだらうと思つておられる。保管請書と申しますのは現在に懸置物資の調査をする際に、いわゆる不正保有物資が発見されると、それは正式に不正保有物資等特別措置特別會計法によつて買上げになるわけでありませんが、その買上げになる前の散逸防止の手段といたしまして、本人に保管させて、これは移動しないといふ本人の承諾を得て誓約をする文書なのであります。その保管請書を出さない場合は、臨時物資需給調整法に基いて発せられておる過剰物資等在庫活用規則の第四條に基きまして保管命令を出す。しかしながら保管命令といふかた苦しい処置でなしに、本人が應ずるならば、そういう任意処置でよいのじやないか。そして多くの場合これに照しますので、任意処置としての保管請書といふ形式をとつて事務を処理して来ておるのであります。本人が應じない場合には、四條によりまして保管命令を出すといふ建前になつておられます。なお不正保有物資が発見して、それが不正物資であると認定した場合におきましては、その物資は他に譲渡したり、引渡したり、またその形質を変更してはならないといふことにこの活用規則の第二條でなつておられます。それら前則がなつておりますから、ただいまお話しになりました百五

三

十個の品物がはたして不正物資であるかどうかという事は、私もまだ具体的に調査しておりませんが、具体的な調査については言えませんが、おそれる保管文書を徴しておるのでありますから、当然経済調査廳の係官におきまして、不正保有物資という報告に基いて認定をしたものと存じます。

○花村委員 それがおそらく任意調査と同じことなので、本人の任意提出を求めるといふのであります。実際は任意提出しやないのじやないですか。強制的にやつておるんじゃないですか。任意提出しておるならば、任意に保管請書を出したものが、その荷物の保管を解いてくれというようにおとを懇請する必要もない。私は現に津田織維の事例で当つてゐる。津田の方じや四百の職工が今日手をこまぬいて遊んでおる。不正でも何でもありません。最近配給を受けたばかりの新しい物資がある。不正も何もないにもかかわらず、保管請書を取つて、これを差押えと同様に扱つておる。もしそういうものであるならば、裁判官の命令書に基いてどうして正当の規定でやらないのであるか。そういうところに経済調査廳の行き過ぎが起つて来る。必ず起るであろうことをわれわれは予想し、そうしてこの法案の審議の折にも、あらゆる面から警告を發し、そうしてそのことなきやう、われわれは経済調査官の権限に対しては関心を深めておつた。でありますから司法警察官的な権限も、それを濫用するおそれがあるから削つたのであります。それだからそういうものは経済警察官にまかせればいいという意味で権限を削つてある。ところがやはりこういう行き過ぎ

をやつておる。しかもこれは少いものじやない。私もこれはただに津田織維ばかりだと思つておりましたところ、驚くなけれ相當数に上つておる。この数字はいかなる数字かわかりませんが、莫大な数字になつておりますが、こういう莫大なる法令違反を——三十億というのはあまり多過ぎるので、私は言うのを躊躇したが、三十億から十億を減らして、そういう違反行為をやつておる。こういう権限外の行為をやつておるから、さつき言つた新聞に出たような配給量の三割からも横流しが出て来る。これは違法じやありませんか。任意に提出するものとあります。経済調査官が行つてむりやりに強制的にとる。出さなければどこでかたきを討たれる。江戸のかたきを長崎で討たれるから、いやだけれども皆出しておる。のみならず出すばかりでなく、出して生産に支障が起きては困るから、それを返してもらいたいと懇願しても返さぬじやありませんか。これも任意提出とあなたは言うのですか。そういうことを強弁されるのですか。それをお尋ねします。

○司波政府委員 われわれのやつて来たのは、おこる種便に相手方を説得いたしました。請書を徴しておるのであります。應じない場合には、先ほど説明いたしました正規の第四條の一般命令によつて処置して来ておりますので、ただいま花村委員のお説のように、不当な処置はないと確信しております。

保証がつきますか、いかがですか。もしあるならば、どこでそれを再検討して保管請書をとつたという事例をそこで言うて下さい。

○司波政府委員 私自身かような事務に携つたことがありませんので、たゞいまおつしやつた意味では、あるいは少し言ひ過ぎかもしれませんが、常々この処置につきましては、あるいは文書をもつて、あるいは口頭でもおまじで、部下にはむりにならないようにという注意はして来ておりますし、また相手は拒んだというふうな例外的なケースにつきましては、常に報告があらまして、そういう正式の保管命令、これは最近までは物資の所管官廳で出しておりましたが、そういう所管官廳の保管命令を出す依頼をする文書には必ず私目を通し、実態を調べて判をつけております。また最近におきましては、経済調査廳のみならずこの保管命令を出し得ることに法規の改正もありませんので、さういふ例外的なケースには目を通しておりますから、さういふ点から考えまして、むりはないというふうな考へておるのであります。もし具体的にさういふ例があり、これの調査官の行動に非常におりな点があるというふうなことがありましたらば、はなはだ私の不明のいたすところでありまして、これにつきましては何か具体的に御注意があれば、以後いろいろ注意をし、また実は保管請書の任意形式は、むしろ事務簡便ということのためにやつておる方式なのであります。あるいは実情のいかんによりましては、すべて正規の保管命令で行く。これは私が判をつけばすぐできるわけでありまして、若干手間が

かかるだけでございまして、その正規の方式によるか、そういう点を再検討したいと思ひます。

○花村委員 それではやはりあなたは下の方でやつておることを知らない。それだからあなたがいかにかにもそういう間違ひのないようなことを言われるけれども、下々の経済調査官のやつておるのはいかにかにも私に言ふようなことをやつておるのです。それで今言われた何か命令を出せば保管ができるというのはいかなる法律の何條ですか、それを示し願ひたい。

○司波政府委員 過剰物資等在庫活用規則、これは臨時物資需給調整法に基き各省の共同省令になつておりました。その活用規則の第四條第二項でございます。これは改正前でありまして「物資の所管官廳は、不正保有物資の所有者又は占有者に対し、期間、時期、價格その他必要な事項を指定して、当該物資を保管し又は不正保有物資等特別措置特別会計の管理應その他の者に譲り渡し若しくは引渡すことを命ずることが出来る。」という規定であります。

○花村委員 それは不正物資を前提とする場合ではありませんか。不正物資ならばなぜそのような手続をあなたはなさらないのですか。これはすべて不正物資でないのですか、あるのですか。この表に上つておるのは不正物資というものであるか、あるいはいしからざるものでありますか、どうですか。保管請書をとつておる三十億の物件は不正物資なりやいなや、それをお尋ねいたします。

○司波政府委員 これは調査の第一線に出る調査官が一應取調べた結果、不正保有物資として認定したのについて、その現場で、ただちにいわゆる保管請書をとつて歸つて来るというものが原則としてここに掲げてある。数字は当時の段階において不正保有物資として認定したもので、ただその後いろいろ調査して、相手方のいろいろな弁解その他によりまして、後日不正保有物資にあらずということと認定したような場合には、早急にそのことが判明したときに、その保管請書を解除するという手続をとつておるのであります。従来われわれのやつた事例におきましては、そのパーセンテージはつきり覚えておりませんが、それによつて解除する場合は、そう大したパーセンテージには上つていないのであります。今正式に保管命令を出すという場合は、結局一旦調査官がそういうものを押えておつておるに歸りまして、上司の法裁を経てやるというふうなことで、数日間遅れるのであります。過去のわれわれの経験によりまして、そういう隠退物資、不正保有物資を持つておるような者は、さういふ調べを受けてなまぬい処置をとつておる場合に、どうもその間に物を横流ししたり、移動させたりするやうな事例も相当あるのであります。現場のかりの処置として、本人の承諾を得てさうや承諾のない場合には、その日にでも早く決裁を落させて、保管命令を出すという処置をとつておるのであります。あるいはそれは一番最初のいわゆる任意調査の問題で御説明申し上げましたように、何かすねにきず持つ者は、自分の本能的な心理におきまして、そういうことを求めるのは決して任意でないという見方もあります。

が、やはり國民も社会、國家というものに協力する義務がある。これが新憲法の精神であるというふうには私は確信するのであります。そういう合理的な点を説明するならば、必ず普通の常識を持つておる者ならば協力してくるのであります。さような意味におきまして、私どもは相手方の承諾を得ておるものだと考えております。

○花村委員 あなたが言われるのは、それは机上の空論というもので、実際進んで自分の品物を縛られるようなことをやる者は、おそらく一人もないと言つてよからうと思ふ。私はこの三十余万の人が、みな私の言つたような氣持であると思ふ。でありますからそういう不正物資であるならば、法律の命するところによつてどうして保管命令を出さないか。あるいはまた刑事訴訟法による押収、差押えもできるわけである。刑事訴訟法による押収捜査というところは、これは相當に重大なことで、單に司法警察官だけではできない。裁判官の令状がなければできない。それまでこの不正物資に対する押収捜査ということに対しては、この刑事訴訟法では最も慎重なる態度をもつて臨んでゐる。しかるに保管命令というふうな簡単な命令で、われ／＼國民が持つておるところの重大なる財産の処分を全然禁ぜられる。強制的に禁じられるということは望ましくないことだ。この保管命令というふうな手続はむしろ廃止すべきである。さういふところに人権保障の問題や、あるいは國民の所有権を毀損する問題が導かれて来る。こんな命令こそ廃止すべきものである。こんな命令こそ廃止すべきもの。さういふ規定は多分法律でなく、政令

でけられておるでしょう。少くともさういふわれ／＼國民の基本的人權に關しますような重大な事項については、法律をもつて規定すべきである。政令で規定してあるならば、その命令を發動したらよいじやないか。さういふことを發動せずして、發動してもそれが不正物資でなかつた場合においては、私らがその責任を背負わなければならぬというふうな、不明朗な氣持からさういふ脱法行為をやつて、表向きは任意に出させるのだと言いながら、強制的にやつておるのであります。脱法行為と言わずして何でありませう。あなたが申された任意であるということと同じ筆法なのだ、同じ筆法であつた方は脱法行為をしておる。經濟の取締りをすべき公正な立場にあるところの人、しかも國家機關の中で人權に対する最も重大なる地位にある人、さういふ人がきわめて慎重なる態度をもつて臨まなければならぬにもかかわらず、また國民に対して常に正しうことの模範を示さなければならぬ立場にある人なのであります。さういふ役人がさういふ脱法行為をやつて、さうして強制的にやらしておいて、任意に出したというふうなやり方をつけてやむやみに葬つておるから、この法案がだん／＼紊亂して來たり、さうして悪いことをやるものが多くなつて來たり、やみの横流れもどこまでいつてもとまらぬやうになるのであるといふことを申し上げてよいと思ひます。明らかに脱法行為である。これを脱法行為でないとなつた方が固執するならば、それでよい。さういふよこしまなやり方をつけてどこまでも押して行くとい

うならそれでよいが、その点をばつきりお聞きしておきたい。
○司波政府委員 これは檢察廳等におきましても、いわゆる任意調査といふことはやつておるのであります。あくまで相手方の承諾を得た以上は脱法行為ではないと考へております。
○花村委員 承諾というのは、それは任意の承諾ですか、強制的な承諾とおつしやるのですか。さうして今まで行つたその保管請書は、今言う前者に属するものであるといふお考えだとあなたに言われるのですか。
○司波政府委員 言うまでもなく任意の承諾であり、從來やつた点につきましても、やはりさういふ考へております。
○花村委員 さういふお考へで經濟調査廳の主腦部が立つておるから、從つて經濟調査廳がうまく運営して行かないのである。これは重大なる憲法違反と言つてもよいと思ふ。それでもまだ正しいと言われるならば、それ以上言ふ必要はありませんけれども、しかしこれに対する何らかの防止方法を講じなければいかぬと思ふのであります。ことに民主主義の今日において、また人權の尊重せられる今日において、さういふ脱法行為が公然として行われおるといふことは、私はまことに遺憾に思ふのであります。さてそこで、これは安本長官にも申し上げたやうに、津田鐵雄の、先ほど申し上げました倉庫にある物件も、あなたは任意による保管請書に基くものであると、さうお認めになりますか。
○司波政府委員 その具体的なケースにつきましても、調査しておりませんので、断定的なことは確言いたしません。

んが、おそろくその担当の調査官が正當に業務を執行しておるといふ前提に立ちますれば、任意のものであろうと、さういふふうには考へます。
○花村委員 任意のものであるとするならば、これはひとつ解除されたらどうですか。解除しませんか。任意の保管請書を入れて、それは差押えられたやうな形に相なつておるのであります。おそろく強制でなく、あなたの言われる任意に提出したものでありませう。さういふことであるならば、あなたは解除されませんか。
○司波政府委員 これは保管請書はあくまで任意の処分でありまして、もし本人が請書を出しましたが、それに対して實際は腹では不服だつたという場合には、別に正式の差押えとかさういふ処分のように、これを使ひましても刑法の横領罪にはならない。但し不正保有物資の形状を変更するといふ場合におきましては、この規則の第二條違反となりまして、物調法によりまして十年以下十萬圓以下の罰則がついておる。その違反を覚悟なら、かつてにお使ひになつてもけつこうだらうと存じます。
○花村委員 さういふ不正物資である場合には、それは処分を受けることは当然ですから、そんなことをあなたに言われなくても、法規に觸れる場合に、おのずからそれに対するそれ／＼の手段があつて罰せられるのですからかまいませんが、さういふ不正なものでない限りは、保管請書を出した場合においては、それはかつてに使つていふといふあなたの御意見ですね。さう承つておいていいですね。
○司波政府委員 さういふであります。

但し今の不正保有物資であるという認定は、やはり自分は不正保有物資でないといふだけの根拠では、犯意阻却にはならないと思ひます。
○花村委員 それでは最後にもう一点お尋ねしておきますが、その不正物資なりとして処分を禁じておいて、生産にも大きな支障を來さしめるといふやうな事態をかもしておいて、もしそれが不正物資であらざる場合には、どういふ責任をおとりになるのであるか、それを明確にいたしておきたいと思ふ。
○司波政府委員 さういふ保管請書をとつた場合には、できるだけ早くそれが確定的に不正保有物資なりや否やは大体その保管請書をとつたときにわかつておるのであります。さらにそれを確認いたしましたして、特別會計に對する買上げ措置をとるはずでありまして、もし間違つて不正保有物資と認定した、そしてさういふ保管請書をとつたという場合には、早急に解除をされるはずでありまして、たとえばそれが二、三日保管請書を間違つてとつたという場合についての責任につきましても、その責任の意味がどういふ意味かよく存じませんが、具体的にその担当官をやめさせるとか、さういふふうな責任をとる措置は、現在までのところとつておりません。これは官吏といへども人間でありまして、ときには間違ひも起るのでございまして、今までのところ、さういふことで本人の懲戒免官とか、さういふふうな人事的な行政措置をとつた前例はないのでござい

ます。
○花村委員 私はこれで質問を終りますが、この經濟調査廳設置法案審議の

折を振り返つて静かに考へてみまする
場合において、しかも今日経済調査廳
がやつておきまする事柄をこれまたつ
ぶさに検討いたしてみまする場合に
いて、われ／＼が心配し相變したこと
が要するに今日現われて来ておきま
ることは、まことに遺憾であります。そ
の経済調査廳の本來の使命でありま
るところの経済の統制違反を予防し、
もつて経済の統制をして円滑ならしめ
ることによつて、わが國の復興に寄與
しなければならぬという建前を忘れ
て、この違反行為の摘発のみ没頭し
て、そういう方向にむきをしておると
いうことは、これは争われざる事実で
ありますのみならず、今申し上げま
したように、現にわれ／＼の人權を毀
損するがごとき、任意に名をかりて、
この刑事訴訟法の規定にもひとしき強
制行為をやつておる。こういうことは
まことに私は遺憾でありますので、
こういう問題に対して、あるいは経済
調査廳の上層部においては知られない
かもしれませんが、しかし調査官の中
には誤つた考へを持つておられるもの
が多いように思ふ。でありますから
こういう点に対して、大いに反省
するところがあつてしかなるべきのみ
ならず、その本來の使命に向つて最善と
熱情とを捧げて御努力あらんことをお
願ひいたしましたして、私の質問を終りま
す。

信しておるのでありまして、それらの
足りない点につきましては、さらに今
後におきまして十分に反省しながらや
つて行きたいというふう存じており
ます。
○北川委員長代理 本日はこの程度に
て散会いたします。
午後五時五十九分散会
〔参照〕
公証人法等の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

○司波政府委員 たいまはなはだあ
りがたい御忠告にあずかりまして、わ
れわれとしては從來におきまして、こ
れは人間の官吏の官廳でありますし、
足りない点は多々あつたと思ひまする
が、基本的に言いますならば、大体
調査廳の精神に沿つて活動し得たと確

昭和二十四年八月二十日印刷

昭和二十四年八月二十二日発行

衆議院事務局 印刷者 印刷局